

市)商民協會成立の始には、即ち同時に該縣(或市)所屬の各鄉・鎮及各商の分會を組織すべきものとす、各縣・市・鎮中其商業特別繁盛にして、商店及商民特別多數に上れば、中央或は省に於て重要區域と認め、市商民協會を作ることを得、中央或は省より派員して之を組織す。縣商民協會と同じく省商民協會に直屬し、巨大都市或は商埠にして、中央が獨立市商民協會の組織を認めたるときは、中央より派員して之を組織す。此獨立市商民協會は、省商民協會と同じく中央に直屬す。

本會の組織・系統・權力・機關等を表示せば、下の如くである。

- | | | |
|----------------|--------|-------------|
| 一、全國商民協會 管理全國者 | 大會每年一回 | 中央執行委員會每週一回 |
| 二、全省(或獨立市) | 同 全省者 | 省 同 同 |
| 三、全縣(或市) | 同 全縣者 | 同 每半年 縣 同 |
- 縣商民協會は本會最重要の基本組合となし、會員數二百人以上に達するときは、省執行委員會或は中央執行委員會の許可を得て成立す。地方の情形に依り、仲裁部・宣傳部・組合部・教育部及組織部を分設することを得。
- 分會は本會最下級の組織にして、縣(或市)商民協會より直接派員して之を組織し、凡そ商店五十戸以上の鄉・村・市・鎮及商店五十戸主あるときは、皆分會を組織するを得。分會は縣(或市)商民協會の直接指揮を受け、(一)協會の決議標語を實行し、(二)會員の紛糾を解決し、(三)商民學校・閱書報等の機

關を創設し、(四)組合事業を興起し、(五)新會員に徵求する任務を有して居る。

第三 國民黨の華僑政策

支那の海外華僑は約七百餘萬を占め、大部は南洋方面に在り。其出生地は廣東・福建を主として居る。孫文の革命運動開始當時から、華僑の援助を受けた因縁があり、省港罷工事件に際しても、華僑の寄附金は五十萬元以上に達した如くである。自ら華僑民中の資本家や大商人は、國民黨の政綱主義から見れば、反革命分子に入るべきであるが、他の國內大商人や買辦階級に對する様に敵意を有して居ない、而して華僑の大部分は、中小商人其他労働者である故に、國民黨は華僑の保護優遇策を講じて來たのである。

民國十五年十月の中國々民黨政綱中には、華僑に關しては、華僑には居留地に於て同等の待遇を受けしむる外、歸國者には教育及實業上の特殊便益を附與せしむることを定めて居る。廣東嶺南大學に於ては、從來華僑民子弟の入學者多きを以て、夙に華僑學校を附設して居る。

國民黨の海外黨部に於て華僑事務を司るの外に、國民政府は特に華僑の保護取締其他一切の事務を處理する爲に、民國十五年八月二十一日僑務委員會組織條例を公布して居る。同條例に依りて組織の概略を舉ぐれば、下の如くである。

事務

國民政府僑務委員會は國民政府に直屬し、専ら左の海外華僑の事務を管理す(同法第一條)。

一、海外移民の取締監督に關する事項。

二、海外華僑の保護獎勵に關する事項。

三、海外華僑の政治・經濟・社會及教育等團體の組織進行に關する事項。

四、各國政府の華僑待遇・政策・法令、海外華僑の戸口、國籍工商農學の生活狀況等に關する事項。

五、歸國華僑の遊歷參觀の優待、華僑子弟の歸國就學の指導、歸國華僑の投資及實業振興の紹介に關する事項。

六、海外華僑の爭執紛糾處理に關する事項。

組織

僑務委員會は、國民政府より委員五人を任命し、之を組織し、並に委員中に於て一人を指定して主席委員とす、(同法第二條)。

僑務委員會には、秘書・移民科・組織科・交際科・調查科を分設し、其各職務を實行し、各科の主任は委員會より委員四名を互選して各科を分任せしむ、(同第四第五條)。

僑務委員會には、名譽顧問若干名を設け、委員會は僑務を熟知し名望ある者を請聘して任命す、

(同第七條)。又委員會には名譽議員若干名を設け、委員會は歸國及海外居留の華僑中、國事に熱心にして特に功勞ある者を任命す、(同第八條)。

僑務委員會は、必要あるときは駐外僑務特派員及調查員を増設することを得、其職權は駐外公使又は領事の職權と抵觸せざることを限りとす(同第九條)。次いで華僑間の革命運動を指導するために、國民黨中央執行委員海外部では、華僑運動講習所を設け、華僑指導の人員を海外に派し、在外華僑をして國民革命に參加せしめ、又帝國主義下に在る被壓迫階級を聯合し、同一戰線に立て帝國主義に反抗せしめんとして居る。

民國十五年七月十二日には、華僑褒章條例を公布し、海外華僑にして革命事業に對し、特に勳績あり、或は巨額の捐金を爲した者は、褒章を給與し、其等級を四等に分つて居る、(一等金質褒章、二等金質褒章、一等銀質褒章、二等銀質褒章)。海外各地の最高黨部が、其地方の華僑が本條例規定に依り、褒章を給與すべき資格に該當すべき者あるときは、詳細事實を記し、中央海外部に上申し、審査の上國民政府に轉課し、之を給與するものとす。

第四項 國民黨の國家社會政策

國民黨の國家社會政策は、孫文三民主義中の民生主義に根據を有し、地權平均及節制資本の二大方針に存する。夙に明治三十八年(光緒二十一年)東京に於て成立した中國革命同盟會の黨綱中に

も、土地國有を掲げ、其宣言中には平均地權を擧げ、土地の增價は國家に歸屬すべき旨を聲明し、次いで革命後、南京政府時代の中華同盟會の黨綱にて、國家社會政策の採用を記し、後民國十二年一月發表の中國々民黨の宣言及十三年一月の第一次全國代表大會の宣言に於て、何れも平均地權及節制資本を併掲して居る。

第一目 地 權 平 均

國民黨の地權平均策は、第一段には土地の私有を前提とし、孫文の所謂耕者有其田の主義により、大地主の田地を制限し、漸次農民小作人の間に土地を均分せしむるに在り。第二段には土地國有を理想とし、各人に分配することに在るが、土地處分の方法は、共產派が湖南等に一部實施した如き破壊的革命手段を採るものでなく、土地の買上其他合法的漸進手段に依るものである。而して現在正統國民黨の下に於て國民政府の土地政策は、孫文所說實行の一着手として、土地の登記をなし、平均地價に依つて課稅し、又は買上をなし、地價騰貴の祭に、不勞所得に對して重課する等、間接に地權の制限をなし、大地主制度の弊害を豫防することにして居る。從つて土地委員會に於て、共產系の委員から提出した逆產處分條例（民國十五年五月九日公布）に依る分配法の如きは、固より實施されなかつたのである。

以下國民政府の廣東時代に於ける土地政策を概説することにする。

第一 土地機關の組織

廣東省には民國十五年四月十二日廣東政府土地廳組織法を公布し、土地廳を設け、次いで同年八月二日廣東市に土地局を設置し、土地に關する事務を處理することにし、尙廣州市土地評議會章程又は廣州市土地裁判所章程等を規定したのである。

一、土地廳及土地局

土地廳は國民政府省政府組織法の規定に基き、廣東全省の土地事務を主管し、土地廳は二科に分れ、第一科は、（一）土地種類の調査及報告の審定に關する事項、（二）土地面積の測量整理に關する事項、（三）測量人員の組織及派遣に關する事項、（四）測量隊の組織及派遣に關する事項、（五）土地所有權紛議の審查決定に關する事項、（六）登記手續の審定に關する事項、（七）土地生產品の安全に關する事項、（八）全省の土地製圖に關する事項を掌理し、第二科は、（一）測量人員の俸給・旅費・手當等の審査に關する事項、（二）土地所有權の登記に關する事項、（三）地券の審査に關する事項、（四）地券手數料の徵收及報告等に關する事項、（五）地券原本の審査及保存に關する事項、（六）豫算・決算及統計の編製に關する事項を掌理す。

土地廳の職員は、廳長一人・秘書二人・科長二人・技正二人・乃至四人・技士四人乃至八人・其他僱員を置く。

土地廳には本廳技術員を以て測量隊を組織し、隊長に委任し、各地に隊員を派遣し、測量事務を行ふ。重要地點には製圖上監督の必要に依り、臨時辦事處を設立し、又各所屬地方に測量登錄機關を分設し、其他土地調査上の必要に依り、調査員若干名を置き、測量上必要なときは、測量學校を設ぐることを得。

廣東省政府公布の縣政府組織法にも、土地局あるが、今廣東の土地局に關して廣東土地局組織章程に定むる所を掲ぐ。

土地局には、(一)登記課、(二)地稅課、(三)測繪課の三課を設け、登記課に於ては土地の所有權・抵押權・永租權・長期批租權・鋪底權・上蓋權・典質權・其他登記に關する事項を司り、地稅課は土地の評課・地稅額の決定・土地調查等に關する事項を司り、測繪課は宅地・曠地・農地の測量に關し、又は測量登記・經界測量其他測量製圖等に關する事項を司る。

職員は局長一人・課長三人・秘書一人・扶正・技士・課員・測繪員等若干名を置き、各事務を分擔する。秘書の職掌は文書記錄・編纂・官印保管其他各課に屬せざる事項、會計・出納・庶務の整理等の事項の外に、宣傳に關する事項をも取扱ふ。

事務進行の必要あるときは、隨時局務會議を召集することを得。

廣東市土地局には、更に各課に於て事務取扱細則を定めて居る、而して秘書處辦事細則の宣傳股

に於ては、(一)一切の宣傳計畫、(二)土地の登記測量及地稅の宣傳に關する事項、(三)土地日刊の發行に關する計畫、(四)土地日刊の編輯・發行・廣告等に關する事項、(五)宣傳印刷物の出版收發に關する事項、(六)派員講演に關する事務を掌理することす。

二、土地評議會

廣東市には土地評議會を組織し、特に土地の評價に關する事項を決定す。

左に廣州市土地評議會章程を掲ぐ。

評議會は廣東市土地登記及徵稅條例第十七條の規定に依りて之を組織し、評議會には評價委員二名を設け、省政府及市政府及廣州市商會より各一人を派し、省政府委員を主席とす。

評價方法は、土地權利人が平均地價を不公平と認め、修正を申請するときには、土地局は該案を土地評議會に移致し、市政府は評議委員を召集し、開會して之を評議す、其評議に關し、評議會は土地局に通知し、局員をして出席せしめ、意見を開陳せんことを求む、但し表決權なし。

土地評議會は合議制度を採用し、其評價の決定には全體の連署を要し、並に土地局陳述の意見を添附し、土地局委員が署名す。其評價の經過情況は評價記錄に載せ、之が決定書は土地權利人に送達するご同時に、記錄及決定書は原案と共に土地局に送致し、保管せしむ。

土地評議會は一切の關係者を召喚して取調をなし、證據を聚集す。若し關係人が出席を拒み、或

は證據を逕滅する等の行爲あるときは、必要に應じて警察の援助を求むることを得。

三、土地裁判所

廣東市には土地に關する諸法規に定めた問題を裁判に決する爲に、土地裁判所を設けて居る。左に廣州市土地裁判所章程を掲ぐ。

土地裁判所の組織は、(一)司法行政委員會或は省最高司法行政機關よりの派出員一名、(二)省政府よりの派出員一名、(三)市政府よりの派出員一名より成る外に、陪審員一名を設け、土地局より之を派出す。裁判は合議制を採用し、司法行政委員會或は省最高司法行政機關の派出員を主席とす。

土地裁判所の權限は、市内土地權利者・義務者又は關係者が、左記事項の問題を發生したるとき、之を受理裁判す。

(一)、廣東都市土地登記及證稅條例第九條證憑書類の眞偽に付訴訟するとき。

(二)、廣州市不動產登記章程第三條不當利得及不法行爲の問題に付訴訟するとき。

(三)、其他土地の經界及權利義務の爭議問題を發生し、訴訟するとき。

裁判官の審判にして土地行政計畫に關するものあるときは、陪審員に諮詢し、同意を受くべきものとす。但陪審員は裁判を表決するの權なし。

土地登記訴訟事件を審理するときは、土地の權利者・義務者及關係者を訊問することを得。

土地に關する各種法規の外、其他抵觸せざる現行法令を適用することを得。

審判の順序は、土地の權利者・義務者の登記に關する訴訟事件に付、假定期間内に於て土地局より呈示した案を土地裁判所に移送し、之を審理に附す。土地裁判所の審理は公開し、其順序は司法手續を採用することを得。土地裁判所が土地登記に關する訴訟を受理したるときは、最短期間に之を決定し、其規定案は土地局に廻付して執行す。訴訟當事者は辯護士を以て代理出席せしむることを得。土地裁判所の決定及判決は、書面を以て當事者に送達す。

第二、土地登記及地稅

一、立法の趣旨

廣東の土地登記及地稅に就ては、民生主義實現の最も緊要なる一方法として、國民黨歷次の宣言及政策に於て之を聲明し、孫文は夙に民國十三年獨乙の學者を囑託し、廣東都市土地登記及征稅條例の草案を準備し、十五年四月廣東市土地局長になつた蔡增基は、香港・呂宋・上海等に於て土地制度の調査をなし、國民政府は同年七月に廣東土地登記條例及廣東都市土地登記及證稅條例を公布した。同條例は主として南澳洲トロンスの法に基いて居るが、異る所は強迫測量登記制(Cadastral land registration)を採用したこと云ふ。該條例草案の説明書に依れば、財政上の理由は、(一)土地は有形不動のもので收縮なく、收益又恒度あり、其能力に應じて課稅せば、負擔の均衡を得て稅額豫定

すべく、(二)支那の田畠には賦あるが、都市の土地には稅なく、納稅から見て負擔極めて不公平であり、(三)現時雜稅繁興し、之が整理を待つが、尙都市土地稅を全省に採用せば、毎年の收入巨額に上るべく、自ら一方苛細の雜捐は一律廢除すべきことゝし、社會上の理由は、都市土地稅は平民に益ありらず、都市は商務實業發展の區であり、之に趨くもの衆く、有限の土地を以て無量の需求に供するより地價自然に騰貴し、地價高きば地租之に隨ふ、地主は勞せず坐して増益を收め、商賈勞工は終歲勤勞し、反つて負擔の增加を蒙り、物の不平之にすぐるものなく、前に孫總理は社會の失序を目撃し、慨然社會改革を以て己の任とし、平均地權の說あり、以て社會經濟を改良するの方法とした。蓋し土地に征稅せば、地價增長すと雖へども、但し驟然過高に至らず、地稅も亦過高ならず、而して土地使用の權は平均する、且つ地租實行の後には、繁庶の區内無建築の空地は、變じて有建築の地となり、以て收益を求む。凡そ市民に屬するもの、皆其福を受くるものとす。

地稅は毎年兩期に徵收し、市内土地建物敷地・空地・農地・曠地に分ち、稅率を定め、建物敷地及空地は平均地價の百分の一、農地は千分の五、曠地は千分の二とし、其收益の多少に依りて課稅し、負擔を公平にし、空地は收益少く、或は全然收益なき故に、建物敷地に準じて課稅し、隨時之を加重することにしたのは、空地に建築し以て實用に資せんとし、一は空地を壟斷するの惡習を減少し、一は市民の需求に應ずることゝし、其宗旨は社會の爲に幸福を謀らんとするのである。

土地增加稅は土地の改良に依る増價を除くの外、他の増價は凡そ社會の賜であり、地主の力に非ざるが故に、之を徵收するのである。又政府が增加稅を徵收するは、其收益は社會の賜であるが故に、之を社會に還へし、國家人民均しく其益を受く、且つ增加稅は土地を壟斷するを防ぐの利器であり、其增價に重徵するは、則ち土地を以て貨物を作し、投機に供するに至らず、地價は激増せずして市民は自ら其賜を受く、數年前廣東市が市區を改正した時に、地價は之が爲に一年間で數倍に増加し、只小數投機者流のみが恩恵を受けた。是れ實に一種の不當利得である。是を以て獨逸は膠州に施行して以來歐州諸國に於ては多く之に重徵し、英國の殖民地濱州・ニュージランド亦同様である。英國の内閣は一九〇九年に法案を國會に提出したが、内閣の更迭に依つて中止した。現計畫の增價稅は、土地改良員に徵稅せざる外は、祇だ其增價の三分の一を徵收し、三分の二は地主に歸するを以て、地主方面も利を獲ることが少くなく、双方の爲に計るのである。

二、廣東土地登記條例(民國十五年七月二十三日公布)

廣東土地登記條例第一條に依れば、下記の土地は公私有の別なく、又其權利の保存・移轉・分合・消滅・添附及處分は、本條例發布前の登記に係るも、又契約書の有無に拘らず、廣東土地廳所屬の土地局に之を登記すべきとす。

(一) 建築用地 家屋敷地、工場埠頭鐵道用地、公園、練兵場、砲臺及燈臺用地、祠廟、墳墓其他

一切建築用の土地、

(一) 農地 水田、山田、旱田、沙田、苗圃、桑田、菜園、灘蕩、其他一切耕作種植の土地、

(二) 牧畜地 牧場、魚塘、山林、原野、

(三) 森林地

(四) 鑛山地

(五) 鹽田

(六) 道路地 道路、鐵道、敷地、溝渠、河道、堤壩、

(七) 雜地 荒地、坦地、窪地、蠟地、其他前記各項に屬せざるの土地、

前記各地に於て登記すべき權利は、(イ) 土地所有權、(ロ) 永租權、(ハ) 抵押典質權、(ニ) 地上權(ホ)、公用土地の管理者とし、第二條には、凡そ土地一切の權利は、本條例に依りて登記を申請し、登記證を有するに非れば、物權上絕對權の行使に付、一般人に對抗することを得ざるものとす。

第三條に依れば、登記簿に登記すべき事項は、(一) 土地所在の地名及坐落四至、(二) 土地の類別及現在の用途、(三) 面積、(四) 地價每井或は每畝、(五) 每畝租價、(六) 契約書の有無、(七) 納稅の有無及稅額、(八) 地圖の有無、(九) 登記權利人の姓名・年齡・本籍・職業・住所、(十) 代理人より申請するときは、其姓名・年齡・本籍・職業・住所、(十一) 小作人あるときは、其姓名・住所、(十二) 其他登記

すべき事項とす。

登記費に關しては、第十三條に依りて登記を申請するとき、左の區分に從ひて納入するものとす。

(一) 原有產業保存の所有權者 同 千分の五

(二) 共有產業の分得者 同 千分の六

(三) 永租權の取得者 同

(四) 抵押典質の取得者

(五) 抵押典質滿期にて回復した者

(六) 拍賣による取得者

(七) 土地權利移轉による登記費は下の如し。

(イ) 遺產或は贈與其他無償名義に依り、所有權を取得したる者 地價千分の三十

(ロ) 買受に依り所有權を取得したる者 地價千分の十五

(ハ) 前二項以外の原因に依つて取得したる者 地價千分の三十

(ホ) 第十六條に依れば、左記各項の土地は登記費を免除す。

(一) 政府自用地、(二) 公署局所の建築地、(三) 學校自置の建築地及其農業實習用地、(四) 幼稚園、

公園・公立醫院・圖書館・博物館・公共市場・孤兒院・濟良所・收容難民處所・義塚・公共倉庫等建築地、五、土地の曾て登記され、登記證を有するもの、六、省政府の特許を経たるもの。

三、廣東都市土地登記及征稅條例(民國十五年七月三日公布)

廣東都市土地登記及征稅條例第一章總則第一條に依れば、本條例に使用して居る用語を左の如く説明して居る。

(一) 宅地、凡そ都市内の土地にして住宅・商店或は工場用に適するものを宅地と謂ふ。

(二) 有建築宅地、宅地區域内の土地にして、永久建築物あるものを有建築宅地と謂ふ。

(三) 無建築宅地、宅地區域内の土地にして建築物なく、或は僅かに臨時建築物あるものを無建築宅地と謂ふ。

(四) 農地、宅地區域外の屋地・農地・菜地・苗圃・魚塘・桑地及其他種植の土地を農地と謂ふ。

(五) 曠地、都市の土地にして、宅地・農地を除外したる土地を曠地と謂ふ。

(六) 永租、永遠の租賃にして、賣買に代るもの永租と謂ふ。

(七) 典質、債權擔保の土地にして、債權者に依りて占有するものを典質と謂ふ。

(八) 抵押、債權擔保の土地にして、債權者に依りて占有せるものを抵押と謂ふ。

(九) 長期批租、契約の租賃にして、期限十五年以上のものを長期批租と謂ふ。

(十) 補底權、登記局の補底頂手を領有し、登記完了證を有するものを補底權と謂ふ。

(十一) 移轉、賣買・贈與・繼承・永租・典質及抵押を指して謂ふ。

(十二) 土地書據、紅契・白契・典契・合同(契約)・租簿・官廳・執照・批示・判決書及其他土地權利者

を證明するに足るものを包括す。

(十三) 土地改良、都市土地上の建築を增加或は修改して其價值を增長したものを土地改良と謂ふ。

(十四) 土地增加、土地移轉の時、現在の市價と最後移轉時の市價と相差の增加數、或は若し移轉なきのときは、初次申告の地價と相差の增加數を土地增加と謂ふ。

都市の土地は左記種類とし、都市政府に由りて隨時審定し、之を公布す。

(一) 宅地、イ、有建築宅地、ロ、無建築宅地

(二) 農地、

(三) 曠地、

第二章土地登記第六條に依れば、左記土地權利成立の一切書據は、已に登記局の登記の有無を論せず、分區測量完成通告後三十日内を限り、白書據抄本一通を添附し、土地局に呈出し、不動產章

程に照して之を登記し、書據を驗了し、還付するものとして居る。(一)、土地所有權、(二)、永租權、

(三)、典質權、(四)、舖底權或は上蓋權、(五)、長期批租、(六)、抵押權。

第三章地價第十五條に依れば、土地所有者・永租權者・典質權者は土地局に於て登記通告後三十日

に地價書二通に一切の土地書據を添付し、土地局に呈出するものとして、申告すべき地價書には、下

記事項を記入するものとして居る。

(一)、土地所有者・永租權者或は典質權者の姓名及通訊處、(二)、土地の種類、(三)、坐落、(四)、面積、
(五)、每井の價值、(六)、金段の地價、(七)、土地現在の用途、(八)、若し永租・典質・舖底・上蓋・抵押或

は長期批租關係あれば、分別註明すること。

第十六條に依れば、地價申告後土地局が土地の位置及價值に依り、地價の區域を分劃し、同一區域内の土地にして、徵稅上價值相等しきものを平均地價と謂ふ。平均地價は、毎三箇年に土地局は之を修正すること。

第十七條に依れば、平均地價決定後は、土地局より之を公布し、土地所有者・永租權者・典質權者が平均地價を不公平と認めたるときは、公布の日より一箇月内に土地評議會に向つて修正を申請することを得とし、第十八條に依れば、前條の土地權利者が土地評議會の判決を不公平と認めたるときは、判決書を受理した日より十五日以内に土地局に對して申請したる修正地價に依り徵稅し、或

は該地價に依つて土地を收買することを申請す、

第四章地稅第十九條に依れば、都市の土地は毎年左記定率に依り、地稅を徵收す、但し建築物には免稅す。

(一)、有建築　　宅地は平均地價の百分の一

(二)、無建築　　宅地は平均地價の百分の一

(三)、農地　　同　　千分の五

(四)、曠地　　同　　千分の二

都市政府は地方の情形に依り、必要と認めたるときは、隨時前項規定の無建築宅地の程率は、之を加重することを得、但し百分の五を超ゆることを得ず。

第二十一條に依れば、左記土地は免稅とす。

(一)、教育・慈善或は宗教上使用的土地、

(二)、公立免費の游戲場或は公園、

(三)、都市政府が墳場に指定したる土地、

(四)、其他都市政府に依り、免稅を認めたる土地、

第五章土地增加稅第二十四條に依れば、土地の移轉は抵押(當)を除くの外、毎次土地增加稅を納

付すべし。若し移轉なき時には毎十年に土地増價税を納付すべし、但し土地改良費は之を徵收せざるものとす。

土地増價税率は、土地増價の三分の一とす。

第二十五條に依れば、土地增加税は、左記の者より之を納付す。

- (一) 永租關係の土地は、永租權者より之を納付す。
- (二) 典質關係の土地は、典質權者より之を納付す。

(三) 鋪底・上蓋或は長期批租關係の土地は、土地所有者或は永租權者毎年の收益平均が地價の百分の十を超過するときは、其增價税は全部土地所有者或は永租權者より之を納付す。若し其收益百分の十に満たざる時は、その負擔すべき増價税は、全部の増價税に對し、土地收益の平均地價百分の十に對する比例を以てし、殘額は其他の權利者より之を納付す。

(四) 其他の土地は、土地所有者より之を納付す。

土地税の草案に對しては、八月二日土地局設置と同時に施行の豫定であつたが、數箇月前から廣州總商會・明州市商會又は商會聯合會等が、殊に強制登記並に無移轉の増價税に關し、反對する所があり、試驗中に屬し、實際は十月頃から多少徵收を開始した。翌十六年に至り、登記法を引離し、七月頃廣東土地廳は、省政府に粵省徵收土地稅辦法草案を提出した。同案に依れば、土地稅には普通

の土地稅と土地增加稅とを包括し、土地稅の稅率は、(一) 農地は平均地價千分の十、(二) 宅地は千分の八、(三) 其他の土地は千分の六とし、土地の增價稅に關しては、同じく土地增價三分の一を徵し、又平均地價決定の年より每十年に一次徵收すること、したが、土地移轉の時は抵當を除くの外は、土地局公布の日より六十日内に之を納付し、土地增價稅免除の場合を、(一) 土地の增價百分の二十以下に在るもの、(二) 宅地金段の地價が三百元以下のもの、(三) 宅地を除くの外、其他の土地每畝地價一百元以下のものと定めて居る。土地稅は社會政策的課稅の適例で、孫文の地權平均の趣旨に合するの外に、國民政府は重要財源の一として計畫し、當初廣東市のみで五六百萬元の見込を、漸次佛山・江門・石龍・北海・梅菉の各市區等に推及し、年收二三千萬元に達すべしと云はれたが、豫期に反し、十五年十一月の廣東市收入表には、僅かに二千六百餘萬元を計上して居るのみである。

第二目 資本節制

資本節制は獨占的性質を有し、又は大規模の產業をば國營とし、大資本家の現出を抑制せんとする趣旨に基き、國民政府は中央銀行の設立、鐵道の國有、セメント・水道事業の管理、無線電信の布設、其他事業に着手したが、主として北伐軍費膨脹の爲に、其實現せられたものは其一部に止つて居る。例へば民國十五年末には江門新寧間私設の新寧鐵道を國營に移し、次いで北伐軍の江西占領時には、九江・南昌間の南潯鐵道を處分し、無線電信設置の爲に十五年九月無線電信條例を公布し、管

理局を設置し、同年十二月廣東水道公司を市營に移さんとし、又セメント廠・皮革廠・造幣廠其他實業を經營せんとする目的を以て、第一回有獎公債五百萬元を募集し、次いで黃埔商港の築港計畫の爲に、第二回有獎公債一千萬元を計畫したが、實効を見ないのである。

第五款 國民黨と青年運動

國民黨は民國十四年の五卅事件及廣東沙面事件前には、學生の愛國運動を利用し、其後は主として工人の勞働運動を利用して、革命工作を促進することに尠心したが、一方反基督教運動並に教權の恢復を實行し、外國人の宣教師又は教員を驅逐し、支那人を以て之に代へると同時に、國民黨並に政府の當路者中には青年を以て占むること多く、中央黨部には特に青年部を設けたるが如く、青年革命運動の獎勵に意を注いで居る。則ち民國十五年一月の第二次全國代表大會に於ては、青年運動決議案を通過した。左に同決議案を掲ぐ。

青年は勇敢犠牲的特性あり、實に國民革命の先鋒軍となす、目前舊家庭制度束縛下・封建軍閥壓迫下・舊禮教思想統馭下・買辦・廠主剥削苛待下・帝國主義者の經濟・政治・文化等種々侵略下に在つて、青年の生活教育各方面都て特殊の苦痛を感受した故に、青年の革命的要求は、其他民衆に比して更に熱烈となす。本黨は革命努力の充實と擴大とを求むるが爲に、青年運動に對しては、特別注意の必

要あり、大會は過去兩年間の青年運動を審査するに、相當の成績ありと雖ども、然れども亦缺點少からず、茲に下に分述す。

(一) 廣東國民政府統治下に在つて、一切の革命運動は、都て政府の提倡及幫助を得、青年運動は自ら工農群衆と同様に長足の進歩あるべきも、但事實上は毎次民衆示威運動は、却て工農群衆に依りて公開領導し、獨り多くの青年學生の參加なきのみならず、本黨學生黨員亦多く未だ其事に與らず、一方面より見れば、固より是れ工農運動進歩の神速なるを認むるも、他方面は却つて青年運動の不振を認めざるを得ぬ。

(二) 軍閥勢力下の各地方工農群衆に在つては、更に嚴重の壓迫を受け、一切民衆の示威運動の大半は、青年學生指導の下に在り、青年運動の成績良好なるは、北京・上海・湖北・湖南・四川等の處を算すべく、唯共通の病弊は、是れ僅々の學生青年運動に限り、而して學生運動又大半は只學生總會・學生聯合會の職員が學生の領袖運動となすことに係り、地域上に在つては又只大都會に限り、各縣市鄉村十の八九は、還つて睡眠狀態中にあるのみ。

(三) 海外各地黨部の大半は、單獨の青年運動なし、其弊敢て説を用ひず。

(四) 一般青年運動は、僅々偶發的政治問題中に結合するのみで、持續性なく、青年本來の利益上其永久的強固の組織なし。

(五) 青年の宣傳刊行行動極めて少きに關して、教育方面亦顧るものなく、狹隘の國家主義・魔醉的基督教及封建時代の各種の言論を致し、教育界を把持し、一般平民の腦海中に浸入し、而して指正的工具あるなし。

六、中央青年部と各地青年部と發生の關係なく、各地高級黨部所屬の青年運動亦能く盡力指導せず、一切の青年運動をして都て是れ零碎にして不統一ならしめ、力量亦集中せず。

以上の缺點に根據し、大會議決後の青年運動方案は下の如し。

(一) 工農群集は、已に能く民衆運動を公開領導せる地方に至つては、應さに極力工・農・學の聯合組織を促成し、學生青年をして工・農運動を贊助せしめ、工・農群集を脫離し、落伍の形勢に在らしむべからず。

(二) 青年は成年と利益相同じからざる故に、各地青年部は應さに分別して工人・農民・商人の各部と商酌し、青年・農民・工人・店員等の群集を督促し、青年學生團體と關係を發生し、青年運動をして單獨的學生運動たるに至らざらしむ。

(三) 學生青年に對しては、應さに各縣各學校の普遍的基礎的組織に注意し、同時に青年力量の集中と運動の一致とを求むる爲に、全國青年の統一組織を促成し、並に各國青年革命黨と聯合し、反帝國主義の少年國際と關係を發生すべし。

- (四) 政治鬭爭に對して法を設け、其持續性を保存すべきものを除くの外、並に各國青年本來の利益的要求に注意し、其實際利益奪闘中には在つて本黨と接近せしむ。
- (五) 法を設けて學生青年を引導し、社會工作の一員となさしめ、特殊的智識階級たらしめず。
- (六) 教育方面に在つては、革命化平民化たらしめ、並に平民學校の擴充に注意すべし。
- (七) 各地黨部に専門青年宣傳刊行物あるべく、此の類の刊行物に在つては、特別反動思想の駁斥及革命的文化の建設に注意すべし。
- (八) 一切の反基督教運動は、應さに反帝國主義の觀察點に於て教會學校の學生と聯合し、反對宗教的觀察點上に於て、教會學生と分離せず、國民政府の勢力範圍内に在つては、尤も積極に法を設けて教育權を回収すべし。

前記の如くに、國民黨は青年學生運動の不振を指摘して居るが、近年殊に學生は反省期に入り、學業を放棄して革命運動の爲に狂奔する傾向の少なくなつたことは、争はれぬ事實である。

第六款 國民黨ご婦人運動

支那婦人の地位は、男子に比して遙かに低位に在つたが、革命時より軍事・政治及社會上に活動した關係があり、這次國民革命運動に際しても、宣傳員其他戰線に活躍し、北伐戰に功績を示して居

り、其地位は聯隊長格に達したものがある。最高黨部の中央執行委員又は監察委員中には、孫文の未亡人宋慶齡・廖仲愷夫人の何香凝・汪精衛夫人陳璧君等が選ばれた。國民政府以下政府當局者中にもうても、重要の地位を占めた、例へば民國十五年末現在に於て、婦人は國民政府に四人・省政府に三人・市政府に五人・計十二人相當官吏として在職し、宋夫人は中央黨部の婦人部長となり、廖夫人は省政府の幹部となり、故夏全民の未亡人鄧蕙芳は國民政府の秘書官であつた。又當時婦人にして法政學校を卒業した者は、已に十二名に及んで居つた。

廣東女子團體には、工會の外に女權運動會・廣東各界婦女聯合會・女子解放協會等が組織せられ、青年の婦人が革命の政治運動に關與し、各種記念大會などにて萬丈の氣焰を揚げて居るのである。婦人の地位向上に關しては、已に革命後南京政府時代、中國同盟會の黨綱及民國十二年一月發布の中國々民黨宣言に於て、男女の平等を唱道し、次いで十三年廣東中國々民黨全國代表大會の政綱に在つては、法律上・經濟上・社會上・男女平等の原則を確認し、女權の發展を助進することを聲明し、次いで十五年の第二次全國代表大會の政綱には、同一事項を掲げた外に、各機關に服務する婦女には、生育期間中は二箇月の休息を與へ、其間俸給を給することを定めて居る。

而して婦人運動に對する國民黨の政策としては、第二次全國代表大會に於て、左の決議案を通過して居る。

第一に本黨今後婦女運動に特別注意すべき理由は下の如し。

(一) 大會は全國婦女運動報告を接受した後、五卅慘殺發生以來、中國婦女の革命運動は、漸次發展の勢あるを知り、本黨革命勢力を擴大する見地よりして、此時機に於て婦女群集中に向つて組織と訓練とに從事し、並に此種力量を團結し、本黨旗幟下に在つて革命的活動に從事す。

(二) 此次婦女運動の報告に根據し、又反革命派が已に婦女群集に向つて進攻を開始したことを知り、本黨は婦女群集が反動分子に利用せらるるを防止する爲に、速かに努力して各種婦女組織に參加し、之を領導して革命戰線に加入せしむべし。

(三) 中國婦女群集は一部に漸次革命の傾向あれども、但し尙最大多數の婦女は、依然重々壓迫の牢獄中に圍困せられ、社會を離ること甚だ遠く、一般的政治宣傳も深く彼等に徹底せず、故に婦女運動は特別の注意を要す。

第二に婦女運動の方針は、婦女群集を領導し、國民革命に參加せしむる外に、同時に尤も婦女本來の解放に注意す。

第三に各地各級の黨部は、均しく婦女部を設立し、以て婦女の發展を計るべし。

第四に各地各級の黨部は、應さに各該地の婦女運動發展の情形に根據し、需要する所の經費は豫算案に組入るべし。

第五に中央及各級の黨部の婦女部は、應さに密接の關係を發すべし。

第六に婦女運動講習所を設立し、以て婦女運動に從事する人才を造るべし。

第七に各地階級の黨部は、應さに各種婦女團體の組織及發展に注意し、並に各種組織中に在つて、本黨婦女同志をして多く加入せしむ。

第八に専ら婦女群集の宣傳的出版物を刊行すべし。

第九に國民政府を督促し、速かに黨綱對內策第十二條の規定に依り、下記事項を實施せしむべし。

甲、法律的方面

(一) 男女平等の法律を制定す。

(二) 女子の財產繼承權を規定す。

(三) 女子の賣買を嚴禁す。

(四) 結婚・離婚の絕對自由原則に根據し、婚姻法を制定す。

(五) 被壓迫にして逃婚の婦女を保護す。

(六) 同工同酬に根據し、母性及童工保護の原則に根據して婦女勞働法を制定す。

乙、行政方面

(一) 切實に女子教育を振興す。

(二) 農工婦女教育に注意す。

(三) 各行政機關を開放し、女子を容納して職員に充當す。

(四) 各職業機關を開放す。

(五) 兒童托所を設備す。

第十に中央婦女部は組織を擴大し、其辦法は別に之を定む。

第十一に婦女運動に適用する標語は
 (一) 男女教育の平等 (二) 男女職業の平等 (三) 男女法律
 上に在つて絕對平等 (四) 男女工賃平等 (五) 母性保護 (六) 童工保護 (七) 勞工婦女の組織の贊
 助 (八) 奴隸女性の禮教打破 (九) 多妻制反對 (十) 童養媳反對 (十一) 離婚・結婚の自由 (十二) 司
 法機關の男女不平等判決に反對す (十三) 社會再婚婦に對し蔑視せず、一律に待遇す (十四) 女子財產
 權並之が繼承權あり (十五) 婦女は急起國民革命に參加すべきものとす。

第七款 國民政府の財政策

第一項 財政整理計畫

國民政府の財政は、北伐事業の發展に伴ひ、廣東省地方財政の畛域を超へて、他の各省は勿論、

北京政府の財政をも凌駕し、殊に國民黨年來の主張である不平等條約の取消、關稅自主に根抵を置き、不當課稅を實行したこと、及民國十四年七月以降財政の整理統一を計り、中央政府の收入を激増したこと於て、特徴を示すのである。

廣東省の財政は、國民政府組織前迄は、所謂「各自爲政」軍閥財政で、入を量つて出を出し、固より豫算の原則がなかつた。廖仲愷が財政の局に當つて財政統一の端を開き、間もなく廖仲愷暗殺され（八月）、宋子文繼いで財政部長となり、四方軍屬の討平と共に、各所地方財政の回収を計り、軍民財政を歸一し、豫算委員會を設け、翌年度の豫算計畫をも實行することが出來た。宋子文の報告に依れば、民國十二年政府の總收入は一千三十一萬餘元、平均毎月收入八十五萬八千元、同十三年總收入七百九十八萬六千餘元、平均毎月收入六十六萬五千元であつたものが、十四年九月財政整理以後は、收入頓に增加し、月收十月には三百六十一萬餘元に上り、十二月は最高四百萬元となり、一箇年の總收入は二千七百餘萬元に達した。

宋子文は先づ全省の財政統一實行手段として各軍長と協商し、從來各自截留した稅收を交還せしめ、財政委員會議を召集し、全省財政統一辦法四案を議決した。第一は國稅・地方稅を分割し、國稅の性質を有するものは財政部の直轄に歸し、地方稅の性質を有するものは省政府財政廳の直轄に歸して徵收せしめ、第二には財政廳徵收の各稅に關しては、期日を定めて專員を各屬組織の財政處に

分派し、近に就き漸次正雜各稅を徵收送附せしめ、財政部徵收の各稅は、之を分別釐訂し、專局を設立して處理し、殊に防務經費（番攤餉即ち賭博稅）に就ては、財政籌餉總處に所屬せしめ、專員を各屬に分派して徵收送附せしめ、收支統一に便せしめ、第三には國民政府委員會軍事委員より嚴に制限を設け、又軍長官に通じ、所屬防軍に訓令し、爾後各正雜稅捐を截留し、又隨意稅局を設立することからしめ、第四には各屬防軍に命令し、一體に各屬財政吏員を保護せしむることとした。

本會議後、宋子文は北江方面を始めこし、危險を冒して諸處に出張し、努力の結果軍の徵收權を恢復し、各地に財政處を分設し、各地財政處を通じて整理に着手し、十五年一月二十日迄に各屬稅務に關して、報告を差出さしめ、下の如く辦事章程十二箇條を定めた。

(一) 各屬財政處は、財政廳より派出した處長一人に依り、其徵收事宜を検査し、財政部に報告して審定に備ふ。(二) 各屬財政處の管轄區域は、財政廳に於て之を決定す。(三) 各屬釐務稅捐及防務經費禁烟收入（阿片稅）等は、財政部財政廳に於て已に派員處辦し、又は商辦請負に屬するものゝ外、其他は均しく財政處より派員徵收す。(四) 各屬釐務稅捐及防務經費福烟收入等は、財政處より隨時檢查督促し、並に十日毎に徵收情況の報告をなさしむることす。(五) 各縣長各當該吏員の徵收に係るものは、各縣長當該官長より送附し、財政處の檢閱に供する外、其他商辦に屬するも

のは、財政處の責任を以て處理するものとす。(六) 財政處の派員徵收に係るものは、稅收名目等詳細に報告し、隨時送附するものとす。(七) 財政處の送附費用は、必要に應じて實費を報告し、支出するものとす。(八) 財政處の必要なる費用は、各財政處長は地方情形を斟酌して算定し、財政廳に呈出して審定を受くるものとす。(九) 各財政處の管轄區域に於ける徵收機關の徵收送附簿は、各財政處長より派員隨時検閱するものとす。(十) 各財政處の辦事地方には、兩署を設立することを得。

(十一) 各財政處若し徵收上軍警の協助を要するときは、地方官及駐防軍隊に請ふて軍警の協助を仰ぐことを得。(十二) 事務の改増を行はんとするときは、財政廳より隨時訂定するものとす。

財政計畫の制度改善に關しては、先づ各軍隊及民政機關の財政權を財政部に歸して主持し、次は商人の請負に在る各稅は、成るべく收回して政府の直接辦理に歸し、一面には財政部訂定の會計科目は、現金の出納と各機關の收入原簿表冊の金額と符合せしむることを圖り、整理に資し、會計に便し、其國庫收支科目は、財政部及財政廳に於て已に查照し、各機關に各別施行することとし、十五年一月より一律に科目を訂定した。

廣東の財政權は一に財政委員會の掌中に在り、該委員會は前年に成立し、十二月分の豫算は已に決定し、十五年度上半期の收支豫算は、國民政府政務會議に提出して議決施行することになし、十五年一月以降一切の收支は、已に該委員會の提案に基き辦理する外に、該委員會は復た財政計畫案

を制定し、國民政府政務會議に於て討論することとした。該案の内容は下の如くである。

(一) 豫算を確立す、豫算委員會は財政に通曉する者を委員とし、財政收支を研究する責任を負はしめ、以後軍民政の經費及各項の建設費及軍費の減少を以て民政費を補助し、均しく該委員會に依りて確定す。

(二) 租稅を低減す、廣東省の租稅は約百種に上り、其制度及徵收不良の爲に、遂に苛捐雜稅の弊を發生したので、之が改善を企圖し、一は人民の負擔を輕くし、一は收入を増し、獨り地稅の如き精細の測量を施行せば、毎年收入は三千萬元になるべし。

(三) 間接稅及貨物捐、烟酒・印花稅等の如きは特別に注意し、其稅率を增加す、其方法は實に簡にして易し。

(四) 國產の收入、粵漢・廣九・廣三鐵道及電報・セメント廠・皮革公司等の國家產業は、改善を加へて其收入率を増進す。

(五) 厘金の廢除、廢厘は國民政府一切改革の先鋒である、應さに國民政府より之が端を開き、現に解決すべきものは、乃ち別に一稅收を圖るも、人民を擾害して其代替をなすに至らしめず。

(六) 緝私衛航局を設く、廣東省は盜氣甚だ熾なる爲に、航商を保護するの見地より、特に財政部に一緝私衛航局を設置す、該局は若干區に分設し、每區には艦隊及歩兵を設け、以て河道を防衛し、

私運を防止して財政上の收入を裕にす。

(七)、負擔を平均す、徵稅制度に關しては、財政部より各項稅務を考察し、人民の貧富に應じ、施すに相當の負擔を以てし、貧民擔稅上の重荷を輕減す。

(八)、收入の增加、各項の稅務整理を豫定せば、本年の總收入は七千萬元以上に達し、同時に人民の負擔をば増加せしめず。

(九)、幣制問題、廣東省の貨幣は紛亂已に極まり、偽銀幣市場に充滿し、外國紙幣又商場の接受する所となり、以て人民兌換に因る種々の損失を致し、外國殖民銀行は坐ながら其利を收む、現に已有軍事解決し、中央銀行の積極發展を決定し、該行の紙幣を以て商業の周轉を計り、並に今後の金融融を鞏固にするに在り。中央銀行の發展に及び、第一着としては乃ち分行を黨軍領土内に設け、以て本省の經濟を增進するを期し、此外銀幣鑄造の如き、世界の標準に擬し、新に一元及二角の新銀幣を鑄造し、幣面には中山の像を印す、是等銀幣は中國未來施行すべき金貨制度時の票準銀幣とす。

(十)、內國公債、內國公債の辦法を應用し、有獎公債一千萬元を發行し、以て黃埔商港の築造其他實業の需要に供す。該公債及開彩の次數は極めて多くし、以て人民の興趣を引起し、並に新增の收入を以て、該公債の償還に充當す。右計畫決定後、財政部は之に贊同したが、施行したもののは一部

に止つた。而して當時宋子文は廣東市の白鵠票(賭博)の解禁と共に、阿片專賣の施行を以て軍費を調達せんとしたが、豫算委員會の反對があり、實施されなかつた。

宋子文は又租稅改正の目的を以て、下の如く財政整理規畫を發表した。

(一)、各屬沙捐(沙田租)等の項は、期限を定めて結束し、大舉清佃を準備し、已に測量部員をして製圖を了し、其方式は沙坦園・田菜園・桑基・草垣・斤鹹等數項に分ち、其他海山・小河・橋梁の符號は均しく色別して區別を示し (二)、各釐稅廠監辦及補助員は請負商と會同し、前年一箇年出入貨物の各種金量或は數目を原簿と對照し、總表を作りて報告に供し (三)、各釐稅廠より呈示した徵稅檢查簿に對し、前一箇年の總表を報告し、各廠一表を記し、海關輸出入貨物統計表に準じ、專員を指定して報告せしめ (四)、各縣各徵收機關より提出せる報告表は、主管各職員審查の後、毎十日又は毎月總表を造りて提出せしめ (五)、各行坐釐(商店に課する厘金)は、請負商をして商店數、商號、資本、前年の賣上、總高を數量又は重量に依りて總表を造り、詳細説明を加へ、期間を限りて報告せしめ、以て租稅改正の根據とし (六)、財政部改良稅捐委員會を設け、其章程は擬議中に在るが、一は收數を調查し、二は中飽を剝除し、三は稅率を査定し、四是徵收手續を改革し、五は苛細雜捐を廢止し、六は人民の請願を受理し、七は商會監察院及稅務に通曉する者を加入し、八は負擔を平均し、九は務めて簡單畫一にし、騷擾を免がれしめ、瞞漏を致ざらしめ、十は輕減し、普及せしむること

、す (七)、考取及試用の人員を各處に分派し、前記統計要式に對照し、税捐・釐務及各種特別收入一切の情形を調査し、改良意見を添付せしめ、其學識成績を見たる上にて分別任用をすることとする。右計畫に基き、財政部改良税捐委員會組織法及改良税捐委員會職務規定を公布し、同組織法に依れば、委員會は財政部・監察院・財政廳・財政部直轄の各厘稅廠其他徵稅機關の人員を以て委員とし、委員會には委員長一名・常務委員四名を置き、又調査員專員四名乃至八名を置くこととし、委員會の職權は左の通りとす。

(一) 一切の税捐厘務收入に關する事項 (二) 税捐・厘務總收手續改正に關する事項 (三) 税捐・厘務稅率查定に關する事項 (四) 税捐・厘務人員舞弊中飽の剔除に關する事項 (五) 苛稅雜捐の廢除に關する事項 (六) 商民の厘務・稅捐に對する請願に關する事項 (七) 税捐・厘務一切の章程審查に關する事項 (八) 税捐・厘務收入比較に關する事項 (九) 税捐・厘務の建議・審定・整頓に關する事項 (十) 加稅・免厘の準備に關する事項 (十一) 厘務・稅捐徵收權限の統一に關する事項。

同上職務規程に依れば、職員は (一) 總務 (二) 編撰 (三) 調査の三股(係)に分ち、總務股には文書・庶務・會計・交際其他股に屬せざる事項を司り、編撰股にては、稅務法規の編輯・改訂・釐稅の統計其他會議に關する事項を司り、調查股にては、釐稅現行稅率及徵收手續・釐稅額の增減・比較・貨物の增減・價格の消漲・苛細雜捐釐稅章則の爭議及變更・違法徵收の訴願裁釐・加稅の準備等に關

する事項を司る。

第二項 國民黨の財政に關する決議案

一般財政策に就ては、國民黨は民國十五年一月第二次全國代表大會に於て、左の如き決議案を通過して居る。

本黨の財政計畫は、鞏固な財政及經濟の基礎を創立し、以て本黨一切政治計畫の根據となすに在り。惟ふに國家は良好の財政基礎ありて、方さに能く國家の經濟を増進し、帝國主義の侵略を離去す、但し財政經濟の基礎を鞏固にせんと欲せば、必ず現在の國家財政制度を改善すべく、國家の財政制度を改善する最要事項は、財政を統一して收支相符の國家及地方的豫算を建立し、國家の租稅制度を改善し、銀行政策を改良し、良好の幣制を創立し、及國家の公債を利用し、關稅政策を勵行する等である。各條例を下に掲ぐ。

一、財政の統一

國家の財政を統一するは、實に國家を發展せしむる唯一の基礎とす、本黨は應さに堅決の態度を以て、各種收入を政府の財政部に集中し、凡そ國家及軍事一切の費用は均しく國庫より之を支出す。

二、豫算の建立

イ、國家豫算、總て國家の收入及支出は、均しく國家豫算の内に包括す、此豫算は須らく國民政

府の批准を經べく、國民政府は國家及地方の各種稅項の收入及支出をば詳細に劃分整理し、若し政府特許の命令なくば、各機關及團體は其國家豫算准許する所の費用を增加するを得ず、豫算建立の時に在つては、須らく各種收入は多きに從つて計上し、國家の支出を制限し、收支相符して不足の弊ならしむ。

(ロ)、地方豫算、國民政府に提出し、國民政府は之に依つて其支出及收入を決定し、並に其稅項の徵收を制限し、若し不足の時には國家の款項を以て之を補助す。

(ハ)、收入豫算を決定すべきの時、國民政府は宜しく稅項外の收入に注意すべし。稅項は人民の負擔たるが故に、實に加重すべからず、此稅項外の收入、例へば物質及天然の富源・山林の利益・鐵道及水道の收入・國家の工業及專利品の利息・郵政電報の贏餘等、造幣廠及國家の不動產（國家需要せざる產業）の如きは、均しく之を實用に施すべく、豫算若し不足するときは、増加の稅收を以てするよりは、內國公債を發行し、政府將來增加の收入を以て之を歸還するに如かずと雖ども、惟此項内國公債は、萬已むを得ざる時の外は決して舉行すべからず。若し一時の急用に因つて收入が之を濟ふに足らざるときは、短期國庫債券を發行すべし。

(ニ)、現在廣東は已に紛亂的内爭時代より和平建設時代に達到す、本黨國家の支出豫算に對しては、宜しく整理に從事し、豫算に關しては一層減少すべからず、國防の費用に關しては實に宜しく増加すべし。

すべく、内亂を平定し國家を防衛する陸軍をして完備の組織あるを得せしめ、國家收入增加の時は、民政事宜に對して須らく特に注意を加へ、以て和平の經濟建設・初等中學及高等教育に供し、以て國家衛生の事益に及し、須らく國家支出豫算中に於ては、相當の地位に到るを得べし。築路及市政の發展は、亦人民の福利に大關係あり、政府は亦宜しく之れに注意を拂ふべきなり。較大の建設に至り、國家の政治及經濟に於て極大の關係を發生する者は、黃埔商港建築の如し。此種計畫完成の後は、能く外人手中より中國の有すべき權利を收回すべく、是れ亦和平建設の支出豫算中に計上すべし。

(ホ)、政府の支出豫算をして宜しきを得せしむる爲に、各機關は須らく定額の職員を有すべし。此等職員の數目は、國民政府に於て之を決定し、即ち陸軍の人員亦定額あるべく、各機關の如き政府の持許なくば、其人員を增加するを得ず、各政府機關各級人員の俸給亦定額あるべく、各人員の給料も其定額を超過するを得ず。

三、租 稅 政 策

(イ)、現在國家稅收情況の下に在つては、本黨は直接稅を以て最公平の徵收とす。然れども亦急に間接稅を廢止すべからず、（貨物稅等の如し）、間接稅の徵收法は、實に簡單にして管理亦容易とし、且つ人民は負擔を感じることなし。但し逐漸直接稅を重くし、以て公平徵收の目的を達すべ

口、本國の實業を發展せしむる見地よりして、本國及外國貨物の稅律に對しては、須らく分別あるべく、外國貨物の稅律は、應さに本國貨物に比して重くすべし。

（一）而税種に關しては、本黨は、既モ一七百四十五年を機會てその吉野新税に應さに同時に之を廢除すべし。此多數の税項已に廢除するの後、僅かに少數基本の税項農税・商業税・工業税・手工业税の如きものを以て之に代ゆるものなれば、或は收入激減の患あるも、其如何を論せず、其人民を損害するの税項は、必ず法を設けて之を廢除すべし。

種々不良の徵收制度は、應さに即ち取消すべく、並に昔日の民政軍政人員を論せず、皆徵收稅項の陋習を滌除し、唯政府の財政部は唯一の設立した徵收稅項機關と爲す。政府は宜しく法定稅項を完納する人民を保護すべく、再び不法の稅項を納付するに至らざらしむ。

(本)法定の税項を除くの外、各地方の人員は税項及附加税を増加するの權なし。

實業家亦從つて發達することなく、厘金は國家の收入に對して亦利益なく、厘金を徵收することに因つて其他の商業及工業の稅收亦必ず低減を致す、而して國庫の收得する厘金は實に小部分に止り、其大部分の收入は多く私囊及厘務機關に供するの費用に歸す。此過渡期間に在つて、本黨は應さに種厘金を以て多種繁雜の厘金に代へ、商人をして一次厘金を交納せしむるの後は、再び第二次の納入に至らざらしめ、其後は此種集一の厘金も亦之を廢除し、代ふるに一種不同稅率の貨物捐を以てし、外貨の侵入を妨げ、而して土貨の暢銷を増進するを宗旨とし、同時に又本省及隣近各省間多く門戸を立つる弊を免れしむ。

チ、税項已に簡単に歸する後、徵稅方法も亦同じく簡単にす。各地獨立徵稅機關は空しく之を取消し、財政部派出する所の各屬財政所に於て所屬の稅收事益を管轄すべく、各屬財政所の人員は均しく財政部派出する所の責任人員とし、各地方の人員と互に相聯絡し、財政所は該屬稅收を管轄する旨を負ふ。

（リ）商人の承買・餉稅（請負）制度は、國家並に人民に均しく利益なきに依り、空しく即ち之を廢除すべし。

又、本黨は各獨立國家の成法及權利に依據し、凡そ國內一切の人民に在つては、其本國及外國の
國籍なるを論せず、其中國と何種の條約を締結するも問はず、租界の内外、鐵道沿線の内外及中國各

部の中外國人民を論せず、均しく應さに國家法定の稅項を納付すべし。各項人民（銀行・債務及保險各公司）は均しく同一の法定稅收を納付すべく、同一の基礎上に在りて同一の負擔に任すべし。

（ル）、種々稅項の弊端を防止し、改正する見地より、須らく稅項の特別委員會を設立し、以て民間の痛苦を考察すべし。此委員會は、須らく人民の代表を加入すべし。

（ヲ）、政府は徵稅及財政管理の人員に對し、特に注意を加へ、弊端を免除する目的を以て、此等人員の俸給は、須らく能く彼等の生活を維持し、若し仍弊を生ずることあらば、嚴重に之を處罰す。

（ワ）、徵稅方法改善の後は、政府は宜しく款項の用途に注意し、各種用度をして皆能く國家の福利を增進せしめ、外國帝國主義者及本國軍閥の釀成せる繼續的内爭は、已に國家をして貧困ならしむ。國民政府は款項の應用に對しては、須らく最經濟の方法を以て之を行ひ、凡そ現在未だ不能の計畫は、均しく之を實施すべからず、即ち最も少くすべからざる費用、例へば稅制改革の如きに關しては、其法を設けて稅項の收入を増加せんよりは、法を設けて現在の租稅制度を改良するに如かず、國庫管理をして宜しきを得せしめ、而して款項の浪費を致さず、宜しく本國の富源をして自由に發展せしめ、他人のために侵略されず、宜しく新に叛黨の手中より、回収したる領土より良好の收入を得せしむべきものとす。

四、銀 行 政 策

各種政府の款項を集中する見地よりして、政府は須らく國家の中央銀行及其分行を以て收入及支出の機關とし、各機關及各公衆の團體は、須らく其動用を求むるなきの金錢を以て國家の中央銀行に貯蓄し、之がために中央銀行は宜しく廣東及各省重要地方に在つて支行を設立すべし。

五、幣 制 改 良

（イ）、中國人民は幣制紛亂に因り、受くる所の痛苦實に深く且つ大とし、國家は既に未だ幣制の標準を定めず、因つて偽銀及輕銀市面に充満し、而して又大洋小洋等不同の計算あり、從つて銀市更に紛擾し、同時に外國殖民地の銀行は、極力本國商場に在つて彼等の紙幣を使用することを宣傳し、中國幣制已に斯く紛亂し、本黨は急に改良を圖るに非らざれば不可なり。此紛亂の幣制は、國民をして兌換時に莫大的の損失を受けしめ、因つて物價高漲し、外國殖民地の銀行は則ち坐しながら其利を收む。不良の幣制を改善する目的を以て、國民政府は宜しく新幣を鑄造すべく、其方法は大洋の成分純銀九百分雜質一百分とし、補助貨（小洋）は純銀七百分雜三百分とし、十進法を勵行し、新幣を已に中國の標準貨幣たらしめ、一面には總理の像を印し、他の一面には黨旗及國旗を印すべし。

（ロ）、以上の幣制改革は宜しく逐漸進行し、以て人民の損失及市場の紛擾を免るべく、改革の初步に在つては、宜しく新幣及舊幣をして同時に市場に使用せしめ、人民の新幣に對する信仰加深するに至り、而して舊幣の價格下落したる時に、則ち舊幣は其包含する所の純銀價值に依りて市場に通

用せしめ、又其次は則ち新幣を以て政府の標準銀幣とし、而して舊幣は則ち僅かに其包含する純銀價值に依つて中央銀行に回収し、改革の第一期中に在つては、宜しく舊幣と新幣及中央銀行の紙幣と自由に交換し、以て人民をして其損失を免れしむ。

(ハ) 政府は中央銀行の紙幣をして標準貨幣たらしめ、銀幣は則ち僅かに其補助貨とし、零碎の交換に便せしめ、中央銀行紙幣を除くの外、他種紙幣(外國殖民地銀行の紙幣)をして内地の商場に在つて使用せしめず、唯國民政府發行する所の紙幣及銀幣は、方さに用ひて國家の稅項に交納せしめ、若し外國貨幣を使用して國幣を用ふること拒むものあらば、宜しく之を懲辦すべし。

(ニ) 外國紙幣(香港紙幣)の内地に在つて通用することを拒除するの見地よりして、政府は現在の紙幣發行制度に對して、宜しく改良を加ふべく、中央銀行は宜しく短期借款を施行し、以て國內市場の週轉を満足ならしめ、該行紙幣の需要及該行紙幣をして内地商場に散布せしむる爲に、新紙幣を發行する當時に在つて、中央銀行は是等借款の證券金銀及外國紙幣等を以て新紙幣發行の擔保とし、中央銀行は須らく市場需要の數目に依つて紙幣を發行し、若し市場の紙幣需要を超ゆるときは、之を回收すべく、中央銀行は本國輸出品多く、而して外國紙幣の價值低下の時に於て、外國紙幣を買收し、以て該行發行紙幣の兌換律を調節するの用となすべし。

(ホ) 凡そ中國境内に設立する所の各銀行は、其本店が外國殖民地内・鐵道沿線内・或中國の各部に

設くるを論せず、均しく須らく政府に向つて特許證又は其銀行の性質・活動及權利等に依り、政府と締結したる契約書を領取すべく、此等銀行にして若し能く政府の特許に依り、又紙幣を發行するを得ば、唯政府に相當の擔保を提供せしめ、其發行の紙幣は須らく政府に於て之を管理し、以て國民の福利を維持すべし。國際公法及中國と外國と締結する條約に根據すると雖ども、亦外人に中國内地に在にて銀行を設立し、紙幣を發行するを充許せず、外國銀行は曾て其殖民地及故國の認許を得たるを以て辭とすることを得ず、而して中國境内に在つて銀行を設立し、及紙幣を發行せば、本黨は之を以て中國の國權を侵犯するものと爲し、而して外國が我國に於て自由に設立する所の銀行を取締ることを決定す。

六、公 債 政 策

國家の經濟を發展し、及重要の計畫(黃浦商港建築の如き)を完成する見地よりして、本黨は宜しく内國公債辦法を應用し、初次發行の公債々類は一千萬元とすべく、此公債は須らく政府所有の產業を擔保とし、次年增加の收入は此債額の用に歸還す。此公債は宜しく短期の有獎公債となし、抽籤發獎の次數を多くすべし。此公債成功的時は、政府は更に長期の公債を發行すべし、但し萬已むを得ざる時の外は、此等公債は決して舉行せず。

七、關 稅 政 策

本黨第一次全國代表大會の關稅自主及政府より關稅收入を分配する議決案に根據し、本黨は關稅々律の自主は中國人民の應さに有すべき權利となすを以て、國民政府は應さに各水陸關卡の收入を管理すべく、而して此等收入を以て中央銀行に保管し、關稅の行政人員は應さに國民政府より委派し、並に特殊の關稅率を採用し、以て國內の工商業を發展し、及び國內の原料並に物產の輸出を増加し、而して同時に又能く政府の收入を増加し、種々中國内地商埠商業の障害を清除する目的を以て、政府は宜しく不良の關稅率を取消すべく、同時に政府は船隻入港の種々稅收を徵すべし、(碼頭及載重等稅)。

十五年十月の中華各民黨最近の政綱中には、前に述べた通り、關稅自主・廢厘・全國財政統一等の方針を始めとし、道路港灣の築造・幣制の統一・度量衡の割一・國立銀行の設置・地稅の改良又は累進所得稅の徵收等根本政策を聲明して居る。

尙又兩廣の財政統一を計畫し、曩に同年三月十九日に公布した籌議兩廣政治・軍事・財政統一委員會議決事項令中には、財政に關しては、下の如く事項を擧げて居る。

- (一) 凡そ兩廣の財政機關及財政計畫は、均しく國民政府財政部の指揮監督を受くべきこと。
- (二) 凡そ兩廣財政上の稅率及稅捐制度は、國民政府財政部の檢定に依り、施行すべきこと。
- (三) 凡そ兩廣財政上の收入は、均しく國民政府財政部の徵收に歸し、國民政府の國庫に收解たるべきこと。

べきこと。

四、凡そ兩廣財政上の支出は、國民政府の委する所の財政長官が地方長官と會同し、豫算を編成し、國民政府に呈請して許可を受くべきこと。

五、凡そ兩廣の財政官吏は、均しく國民政府より委任すること。
(六) 兩廣省政府は、國民政府財政部の定むる所の原則及計畫に根據し、各該省財政廳の施行に對して指揮監督すること。

第三項 國民政府財政の膨脹

第一目 歲 計

國民政府は財政の整理統一を計り、北伐軍費の膨脹に伴ひ、歲計は頓に增進し、十五年には前年に數倍するに至り、則ち毎年平均に於て十二年當時に比せば、九倍以上に達したのである。十五年に編成した國民財政部最近の收支及整理經過情形報告書に依れば、十四年十月以降十五年九月迄一箇年の國省庫收支は左の如くである。

收支之部

一、鹽 稅	八、九一五・〇〇〇元
二、印 花 稅	三、〇四二・〇〇〇

三、煙酒稅

二、四四三・〇〇〇元

四、沙田清濟理收入

六六四・〇〇〇

五、禁烟(阿片)收入

三、四五〇・〇〇〇

六、籌餉(賭博收入)

一一、五五〇・〇〇〇

七、關稅

二七五・〇〇〇

八、田賦

三、〇一八・〇〇〇

九、釐金

一一、八九五・〇〇〇

十、公債庫券

二四、二八三・〇〇〇

計

八〇、一〇〇・〇〇〇

支出之部

一、軍費

六一、二八五・〇〇〇 (金額の八〇%)

二、行政費

一〇、八六五・〇〇〇 (同 一五%)

國務

一、七七六・〇〇〇元 外交 三、五〇七・〇〇〇元

財政

一、一三八・〇〇〇 教育 九八六・〇〇〇 司法

農商

五一・〇〇〇 省政府 二、七〇六・〇〇〇

三、雜項支出

三二一六・〇〇〇

四、公債其他償還金

五、八二一・〇〇〇

計

七八、二九七・〇〇〇

右は概算であり、財政部當局の言に徴し、稍杜撰の點あると云ふも、大勢を窺ふことは出来る。更に昨年四月南京國民政府財政部長宋子文辭職の際、蔣介石の報告した民國十五年及十六年一月以降三月迄の國庫及省庫收支統計を掲ぐ。(北京銀行月刊第七卷第五號及上海英國商業會議所月報 British Chamber Commerce Journal, Shanghai May 1927 に依る)。

收 入	民國十五年			十六年一月			同 二月	同 三月
	同	同	同	同	同	同		
鹽稅	九八七・〇〇〇元			七九一・〇〇〇元			六九五・〇〇〇元	七二三・九八八・七一元
關稅				八三三・〇〇〇			一〇五・〇〇〇	九一五・三〇四・三一元
內地稅及 土絲稅(十 月後)	九六六・〇〇〇			五五八・〇〇〇			三八五・〇〇〇	二二三・三〇一・一元
石油稅	一〇〇・四五三・三一元			一〇〇・四五三・三一元			一〇〇・四五三・三一元	一〇〇・四五三・三一元
烟酒公賣收入	五八六・〇〇〇			一〇五・〇〇〇			一〇五・〇〇〇	一〇五・〇〇〇
煙製品稅	一〇〇・九五三・三一元			一〇〇・九五三・三一元			一〇〇・九五三・三一元	一〇〇・九五三・三一元
印花稅	一〇〇・一〇五・三一元			一〇〇・一〇五・三一元			一〇〇・一〇五・三一元	一〇〇・一〇五・三一元

	收 入	民國十五年	十六年一月	同	二月	同	三月
沙田收入	九八,000元	一五,000元	一五,000元	九九,000元	一五,000元	一五,000元	一五,000元
籌餉(賭博)	四,000元	一,000元	一,000元	四,000元	一,000元	一,000元	一,000元
禁烟收入	五,000元	五,000元	五,000元	五,000元	五,000元	五,000元	五,000元
田賦	三,000元	三,000元	三,000元	三,000元	三,000元	三,000元	三,000元
釐金	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元
雜稅	四,000元	四,000元	四,000元	四,000元	四,000元	四,000元	四,000元
稅外收入	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元
公債庫券及中央銀行 借入金	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元
雜項(潮梅分庫送款)	四,000元	三,000元	三,000元	三,000元	三,000元	三,000元	三,000元
前年繢越金	一,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元
計	100,136,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000
		潮項 四,000元	潮項 四,000元	潮項 四,000元	潮項 四,000元	潮項 四,000元	潮項 四,000元

雜項	支 出						
	民國十五年	十六年一月	同	二月	同	三月	
公債其他償還金	九四,000元	三,575,000	46,000	11,000	0,000元	0,000元	0,000元
省政府經費	三,126,000	九四,000	1,000	1,000	0,000元	0,000元	0,000元
農商	九四,000	三,575,000	46,000	11,000	0,000元	0,000元	0,000元
司法	0,000元	1,000	1,000	1,000	0,000元	0,000元	0,000元
教育	1,000	1,000	1,000	1,000	0,000元	0,000元	0,000元
財政	0,000元	1,000	1,000	1,000	0,000元	0,000元	0,000元
軍政	七二,800,000	二九,430,000	二九,430,000	二九,430,000	二九,430,000	二九,430,000	二九,430,000
國務	七二,800,000	二九,430,000	二九,430,000	二九,430,000	二九,430,000	二九,430,000	二九,430,000
外交	四,397,000	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元	0,000元
內務	0,000元						
外務	0,000元						
軍政	六,552,000	七八六,000	七八六,000	七八六,000	七八六,000	七八六,000	七八六,000
國務	六,552,000	七八六,000	七八六,000	七八六,000	七八六,000	七八六,000	七八六,000
財政	0,000元						
教育	0,000元						
司法	0,000元						
農商	0,000元						
省政府經費	0,000元						
公債其他償還金	0,000元						

	支	出	民國十五年	十六年一月	同	二月	三月
其 他	上 海 送 金	年 又 月 未 殘	七三四、000	一六九一、九六一、零	一	一	一
計			100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
一、二月計			一九、五九一、零	一九、五九一、零	一九、五九一、零	一九、五九一、零	一九、五九一、零
			100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
			三九、七七四	三九、七七四	三九、七七四	三九、七七四	三九、七七四
			一一、四七六、二三八、三	一一、四七六、二三八、三	一一、四七六、二三八、三	一一、四七六、二三八、三	一一、四七六、二三八、三

前記歲計に就て、國民政府財政部の説明書・國民黨第一次全國代表大會に於ける宋子文の報告書其他を綜合して叙説することにする。

第二目 各種收入

第一監視廳

鹽稅は整理の結果收入を増加し、十四年十月より十五年九月迄一箇年の豫算八百九十一萬元であるが、十五年には九百八十七萬一千元に達した。鹽稅は十五年春末南路克復後、沿海各鎮鹽區は原狀に恢復し、四月中は、從前の鹽政は鹽務行政稽核各權限を分ち、辦事隔塞の爲に鹽運署と稽核所（外人管理）とを合併し、改めて鹽務總處を組織し、財政部の直轄に歸することを提議し、事務劃一

整頓に歸し、運銷方面は潮橋分區の如き、商人を招き請負（包承）とし、能く溢額を生じ、瓊崖、雷州も亦章程を定め、一律に請負運銷に歸し、中西北三櫃は、中櫃廣屬各縣の請負額が多くは豫算額に達したものを除く外、其西北兩路は派員を廣西・湖南に分赴して調査せしめ、隨時改良し補救する所があり、場產方面は產數・漏數及戶丁各額を確査し、場鹽歸堆を責成し、場配走漏を取締り、坐配附場業鹽領證辦法を通令舉行し、運銷と一氣に聯絡せしめたので、產銷日に發送し、前年に比し、鹽稅は約百萬元を增收したのである。

尙十六年に至り、廣東鹽政改革の一方法として、自由競賣政策を採用することにした。居間の公取は、これが取締辦法及意見書の大要を左に摘記することにする。

我國產鹽は廣東を以て多しこし、就中海陸豐を出產最大とし、兩縣毎年の生産額約百五十萬包に上り、廣西・江西・湖北・雲南・貴州等の省は兩縣の產鹽に頼る。只廣東下河運館トラスト式の輪流賣買に依り、鹽價の高低其操縱に委し、之が爲に生産者は低價買收を受け、需要者は高價賣却を蒙り、同時に政府の徵稅は更に極大の損失を招く、蓋し二縣に於ける天日鹽の工人約數十萬、町主と合同して製鹽を均分し、壟斷せられて以來鹽價低落し、鹽は堆積して人の過問するなく、終日勞苦得る所生計を補するなく、飢寒交々迫る。外省より來り鹽を買ふ者は、價格の騰貴に任じ、且つ其輪渡の制限に依り、鹽粒良否選擇の餘地なく、商人の困苦を感受するは勿論、七省人民鹽價昂騰に堪へず、而

して海陸豐二縣一箇年產出額三百餘噸合計百五十萬包にして、每噸稅收二萬四千元なるが、運館此弊を發生して以來、減銷百餘噸、正稅の減退二百餘萬元に及ぶ。殊に廣東に運到するには、數月を経過す、其遲滯の原因は騙賣の致す所に係り、海關々係の及ぶ所、盡數運銷を得ず、現に堆積殘存するもの二百餘噸、五年間の鹽尙存するものあり、本案は前に中央執行委員會の議決を經、東江（即海陸豐）西場運鹽程船の外、並に鹽業各商に自由輪船を雇用して直接配運を許することにし、後鹽務總處より六箇月の試辦法を規定したが、期間甚だ短きを以て、鹽員實施するに至らず、茲に稅收を整理し、民生を維持する目的を以て、奸商の輪流賣買を禁止し、鹽業各戶の永遠に自ら儲船配運を許すことにして、其辦法は、（一）原案を維持し、及鹽政問題を根本的に解決し、（二）政治會議廣州政治分會に請ふて自由競賣原案を執行し、（三）財政部に於て原案を審査し、命令を以て輪賣を取消し、自由賣買を維持し、東場を開放し、並に迅速に委員會を組織し、鹽政問題を根本的に解決し、以て國家を裕にし、民政を利することとする。

第二 印花稅收入

印花稅は本と良好の稅源であるが、如何せん前には分處支處に請負はしめた結果、多くは現金を納入り、稅票を受領して印紙を貼用することをなさず、奸點の者は罰金を濫罰して利益を計り、市場毎に病弊を發し、政府は徒らに惡名を蒙り、歲收僅かに六十餘萬元を得たのみである。十四年十一月

二月には印花總處を改設し、財政部の直轄に回収し、一面には稅法を隨時布告し、解釋して商民をして咸な瞭然たらしめ、以て印紙貼用の習慣を養成し、他面には區を別ちて派員し、時々切實に検査し、且つ稅法違反を審理する委員會を組織し、各商會社團より委員を選任し、印紙を貼用せざる者あるときは、法に依つて處分し、從來の騷擾勒罰の諸弊を一掃し、又奧加可・炮竹・煙酒等各項に印花の貼用を擴張し、改めて検査所に由り、輸入に際して代貼收入することにし、遂に從前に比して收入を増加し、前表の如く一箇年間に三百萬元以上に達したのである。

第三 煙酒稅收入

煙酒稅は本と奢侈稅に係り、從來は區を分ち、商人を招きて請負に附し、又は吏員を派し、局を設けて課稅したが、發達を見なかつた。十五年春は酒類牌照稅（特許稅）の等級を増加し、從前の稅則四等級をば十等級に改め、其後又洋酒・藥酒の牌照稅及煙葉の出產稅並に入境稅を實施し、而して煙稅の請負は唯刻煙草の場合に之を許し、煙葉・煙骨は分別して脫稅を防止した。十四年冬には月收僅かに十萬元のものが、十五年には月收三十萬元を超過した。十五年一月代表大會に於ける宋子文の報告に依れば、財政部は、間接稅及物產稅の徵收法は簡單にして整理に便し、煙酒印稅の收入は、十四年九月中に於て、已に從前に比して十二倍に増加したと云ふて居る。

第四 沙田清理收入

廣東省の沙田は從來膏腴と稱せられ、濱海の溢垣は子母相生じ、世業の如くに私耕私得を當然のこととして居つたので、大舉清丈を行ひ、十四年四月には特に大員を派し、先づ沙田の最も多き中順兩屬から着手し、沙匪に對しては黨軍の派遣を請ひて取締に任じ、農耕を保護し、附加稅にては自衛等の費用を廢止し、民力を紓へ、然る後に業戸を催會し、稅則を按じて申告せしめ、已熟の田は期限を定めて登録し、私築の沙垣は調査催督して補價納付せしめ、十四年九、十兩月の收入は僅かに數千元であつたが、努力整理の結果、逐漸増加して月收數萬元に至り、十五年九月には十四萬元に達した。

第五 禁煙收入（阿片收入）

阿片稅の收入は、賭博稅の收入と共に、從來廣東政府の重要な財源であつた。國民政府は善政の一として漸禁政策を標榜したが、軍費調達の便宜處置として本收入に依頼すること多く、前記の如く三百四十餘萬元に上つたのである。民國十四年七月國民政府の組織に伴ひ、禁煙條例及禁煙領牌章程を公布した。禁煙條例に依れば、同法施行の日より四箇年内に阿片烟を完全に禁絶することとし、之が爲に政府は禁煙特辦署を設け、一切の禁煙事務を管理し、漸禁期間中は該署に於て專賣を實施することとし（同條例第一條乃至第三條）、從來の烟館等も同法施行と同時に一律禁絶すること（同第七條）、人民は特許票を得て吸食を許可せられた（同第八條）。

禁煙領牌章程に依れば、阿片癮者は禁煙條例の規定に依り、毎年四分の一以上を遞減し、四年に至り戒絶することとし（同章程第一條）、特許證である吸煙牌照は三等に分ち、毎日吸煙量六錢以上の者を一等とし、之に對して毎年特許料十元を徵し、三錢以上の者を二等とし、之に對して五元を徵し、三錢未滿の者を三等とし、之に對して一元を徵することとす。當時の收入計畫を見るに、廣東消費の阿片は雲南產を主とし、貴州產が次位に在り、其他福建及廣東省の分があるが、少量である。雲貴產は、廣西省を通じて廣東に入るものが七、八十八セント、海路海防經由が一、二十一セントとし、廣東省政府は現金百萬元を調達し、購買員を雲貴兩省に派遣し、且つ百色・長安・柳州・南寧・梧州・海防等に轉運處を設け、運輸事務を取扱はしめた。廣東の人口約三千萬人中、吸食者は百分の五とし、即ち百五十萬人、一人一日の吸食量一匁とし、毎日十五萬兩（十冊）、一箇月四百五十萬兩となり、雲南品の價格は一兩に付四角、之に廣西の軍費一角、運賃半角を加算し、廣東の價格五角五分に過ぎぬ。故に一元八角に賣下ぐるも、一元二角五分の利益を生じ、一箇月五百六十萬元、年額七千萬元に達し、右は生阿片のみであるから、其他を加へなば、更に多額の收入を得る見込であつたが、禁煙政策實施當時の公賣價格は一、兩熟膏五元、生阿片二元四角とした爲めに、密賣熾に行はれ、廣東市全體で賣上量一日僅かに六百兩、一箇月三十萬元に達しなかつた。蓋し本制度實施の始には、全權を商人の請負に附し、十四年九月禁煙督辦設置より、十一月に至る迄の政府の收入は、

五十一萬餘元を出でなかつた。十二月には禁煙總處を組織し、財政部の直轄とし、一切の禁煙事務を處理することゝし、前記禁煙條例施行後、四箇年にして禁絶すべきことを旨とし、地方の情形に依り、検査所及分處を設け、或は商人の請負に附することをも定め、禁煙處に於ては原料の消耗・保管・購入、又は煙膏の調製・裝封・原料及煙膏の發行に關し、或は煙膏の請負賣捌等の事項を管理することにした。先づ藥料(原料)をば總商會公誠公司の請負に委し、禁煙の收利は各屬に分別配布し、西江には検査所を設立し、巡艦を設置し、派員處理し、私運を取締り、稍效果を奏した。但し十四年十二月から、十五年四月迄、漸く百萬元の收入があり、十五年五月初めには官督商辦法に改め、興源公司に運銷の請負を許し、財政部に於て指揮監督し、毎月三十五萬元を取り立つることにし、規定額以上の益利は官七商三とし、兩月試辦の結果を見たが、尙密賣燐に行はれ、效果を見なかつたので、其流弊を巧察するに、煙膏の專賣と云ふも、其名のみであり、若し條例に依つて漸禁政策を實行し、目前の增收を圖らんには、確實の統計を作り、特許料の制度を完全にすることに存し、同制度を施行するとせば、藥膏(煙膏)の專賣と併せて藥料(原料)の專賣をも實行せずば、不可能であり、其間の連帶關係は極めて大いなものであるとし、乃ち藥料專賣案を政治委員會に於て議決し、政府の專賣に歸し、禁煙處と相竝んで專賣總分各局を設立し、其事務を經理し、市商の購入し居る印紙貼用の藥料に對しては、總局に提回して秤收し、料價を交付し、各屬に於ては、從前の請

負商は分別審定し、膏料を領銷して別に定額を請負に歸せしめ、尙東興・兩陽・肇羅及西江下游等の地方には、分別して検査所の監視署を附設し、取締を勵行し、統一を計ることにした。開設當初其效果は顯著でなかつたが、五月から九月迄の收入は二百十二萬餘元を占つた。若し隣省も同地方の軍警の協助を受くるに於ては、年收は千萬元以上に増加し得べきである。

藥料の專賣法を實施した主なる事由は、藥料を自由賣買に委せば、市價低落し、何人も私製品を容易に購入し得、政府の專賣藥膏は、公共の場處に於て已むを得ぬものゝ外は、賣れぬことゝなる。興源公司時代に煙膏專賣の收入が、著しき減退を示したのは、之が爲である。従つて現制度は商人に對しては、各屬地方の各請負に附すべき毎日の戒煙保證書金額・毎月の藥料及藥膏額・並に同上總額を公示して承辨せしむるのである(國民政府禁煙與專賣之理由及計畫)、修正戒煙保證規則に依れば、疾病又は老年に至りて阿片を吸食し、或は國外及他處に居住する癡者に對しては、戒保證書を交付し、吸食を許可することにし、保證書の種類は下の如くである、(同規則第一條第四條及第五條)。

- 一、特別證 每年一千二百元每月百元(紳商及其婦女にして、申請して寫眞を貼布するを要せぬ者)
- 二、甲 種 每年三百六十元每月三十元(煙膏の種類及戒煙の地點に制限なき者)
- 三、乙 種 每年二百四十元每月二十元(煙膏の種類に制限あるも戒煙地點に制限なき者)

四、丙 種 每年百二十元每月十元（煙膏の種類に制限なきも、戒煙地點に制限ある者）

五、丁 種 每年三十六元每月三元（煙膏の種類並に戒煙地點に制限ある者）

六、臨時證 每日每次丙種制限に依る者は一元、丁種制限に依る者は五毫當日限りとす。

第六 築餉（賭博稅）

築餉は或は防務經費と稱し、軍事費支辨の爲め、賭博を公許して得た稅收である。其收入は一千一百餘萬元より一千四百萬元に增加し、一箇月に於ても多きは百二十萬元に達し、厘金をも超過して居る。築餉總處は原と西江築餉總局を歸併改組したもので、十四年十月二十三日に成立した。當時各屬防務經費は、多く駐軍の爲に把持跋收せられ、或は任意に截留せられた爲に、月額僅かに五十八萬五千餘元に過ぎなかつたが、數月の慘澹たる經營に依り、屢々幹部員を派し、駐軍に向つて交渉を逐げ、次第に整理回収し、各縣を按じて專員を置き、接辦せしめ、尙各區にも加員督促監理せしめ、又向きに軍隊が加枕した保護費をば、軍事委員會に呈請して通令取消し、一切の私を化して公と爲し、正餉に歸した。而して前に軍隊各部の許可した請負商は、分別して撤退せしめ、新商が換つて加額承辦し、收入は日に増進し、月收は百四十餘萬元に達した。本收入は明に良稅ではないことを知るも、北伐の軍費緊急なれば、暫く之に頼つて補充の資とするは實に已むを得ぬことである。輕重を計るに、從前は惡軍に依つて私得せられ、其害已むを得なかつたのを忍痛し、何れは國

難が削平し、軍事結束を俟つて、禁止の時機に到達するを期待すべきである。

第七 關稅收入

省港罷工期間は、各處の海港運輸を停止し、海常關歲收僅かに二十七萬餘元のみであつた。其後煤油特稅及爆裂品專賣を稅務總處の管轄に歸併し、並に出產運銷物品内地稅（輸出入二分五厘附加稅）を實施し、國內實業を發展し、並に廢厘の豫備となしたのである。

第八 田賦

田賦の冊籍が煙沒して稽考すべきものがないので、田賦清理處を設けて之を整理し、嚴に證收考成法を定め、各縣長を責成し、舊次新糧と程と按じて徵收送附し、濫收巧取の諸弊を除いたので、其收入は三百一萬餘元より三百八十餘萬元に達した。

第九 蓬損

釐務稅捐は名目繁多で、稽核最も難きが故に、改良稅捐委員會を設け、共同研究に務め、種々の苛捐重稅及一切不良の徵稅を逐次取消し、改善して簡單ならしめ、又商人の請負制度は、即時廢除することは出來ぬが、各釐稅局廠は公開して競争入札に附すべく、並に土絲の輸出稅を酌減保證すべきである。最近一年間の釐金及各種捐稅收入は、毎月平均百萬元に達し、前年に三倍した。而して十五年の釐金收入は、十四年十月以降十五年九月迄の豫算一千一百餘萬元に對し、一千三百四十餘

萬元に増加したのである。

第十 公 債 庫 券

内國公債は、一は實業を振興し、セメント廠・製革廠・造幣廠を辦理するの資に供し、二は國家の偉大なる經濟的建設に從事し、資金を集めて黃浦商港の築造をなすことにして、既に國庫收入を擔保として信用を鞏固にし、復た有獎法に依り、人民の餘財を貯蓄する興趣を吸引し、募集を容易ならしむることを期した。又時に資金に餘裕あれば、支出に充當すべく、而して用途尙得べきものあるを以て、暫く短期金庫券を發行し、以て從前の支出通知書を濫發し、現金の取付に應じ得ぬが如き弊を矯むることにした。之に依つて、國庫が社會經濟を調節し、金融週轉を活潑ならしめ得たばかりでなく、政府商民共に其利益を受けたのである。十五年度公債・庫券等の收入は、前年の豫算二千四百二十八萬餘元に對し、三千萬元に上つたのである。

北伐軍費は次第に増加し、十四年以降十五年を通じて總經費の七、八割を占めた如くである。從つて稅收の激増を以て之を能く補足することが出來ぬ爲に、公債其他借入金に頼ることが少なくなかつた。北伐軍の開伐費として、宋子文は當初公債三千五百萬元の發行を計畫し、即ち（一）有獎公債定額を二千五百萬元とし、第一期は十五年一月に五百萬元を發行し、前記實業振興名義に出るも、募集した一部は軍費に充當し、第二期に一千萬元及第三期に一千萬元を發表することとし、

(二)金庫券一千萬元を發行することとしたが、應急の辦法として中央銀行の紙幣を濫發すると同時に、有獎公債を強募して現銀の吸收に努め、一面には金庫券を擔保として總商會に向つて現銀五十萬元の借款を申込み、蔣介石は二十五萬元を支出すべき旨を商人に嚴命して調達した外に、北伐の出發に當り、湘(湖南)・贛(江西)・桂(廣西)・三省通用の中央銀行紙幣二百萬元を携帶し、戰領地に通用せしめ、又地方限りの流通券をも發行したのである。

斯くして公債額は十五年中に總計二千五百萬元、十六年夏秋間に一千萬元を發行した外に、更に五百萬元を發行し、前記公債の市價は、十一年より十六年に掛けて著しく下落し、一元のものが三十仙迄に至つた。

第四項 廣東の稅制

廣東省は民國六、七年以來、中央政府と獨立して政治を執行し、自ら稅制の如きも、連年戰爭の結果次第に苛稅雜捐數を増加し、近年の稅目は百二十餘種に及び、(甲)、屋宇田土類即ち土地及家屋に附屬して居るもの二十三種(乙)、食品類に屬するもの二十一種(丙)、用品類に屬するもの四十七種(丁)、雜捐に屬するもの二十七種の外に(戊)、報効捐たる獻金に依つて撤廢した計畫中に屬したもののが十五種に達した。就中關稅・厘金、其他日用品・食糧品に對する間接稅、營業免許稅等が多きを占め、厘金と稱し、又は厘金の性質を有するものゝ如きは、數十種に達して居る。

是等租稅中には、國民政府財政部の外、省政府及市政廳に於て課稅するものとし、徵收處分は、合法的に滯納者に對して強制徵收法を實行した。近年行はれた多くの例は、滯納者を警察・縣廳又は軍隊に拘禁し、滯納金をば身の代金同様に看做したことである。今稅率の明なるものを掲けば、下の如くである。

一般租稅及公課並に稅率	×○ 市政府	△財政部
× 稅目	稅	率
× 田賦	正稅、一反步年九十仙	地租（國家稅）沙捐碼頭租公產房租官有地租を含む
△ 鹽稅	正稅、一百斤貳元	（同）鹽餉漁票餉倉鹽餘利罰欵を含む
△ 海關稅	正稅、從價五分現實	（同）正雜各稅を含む
△ 常關稅	正稅、從價三分平均	（同）同
× 融金稅	正稅、從價一分	（同）同
× 礦稅	正稅、從價千分の三十	（同）
× 契稅	正稅、從價六分	登記手數料

稅	目	稅	率	摘
○房捐警費	從價一割五分			家屋稅附加稅を含む
×屠	捐	從價一割		牛豚鴨鷄其他
○水道附加稅	捐	對料金五割		
○電燈附加稅	捐	對料金四分		
○過海渡捐	捐	對收入半額		
△一硝礦稅	捐	從價十割		
軍費附加稅				
△防務費				
△早造沙捐	捐	一反步年九十仙		
△沙田捐				早稻附加稅
△旱造沙捐	捐	一反步年八十仙		新田附加稅、海濱新田
軍費附加稅及公課				擴種餉年一萬二千元
受負稅各種				
渡船附加稅				

○×戲								
△爆竹捐	捐	從價一割	消費高一割					
△糖類捐	捐	從價一割						
△花館捐	捐	從價一割						
△旅館捐	捐	從價一割						
△航船捐	捐	不定稅率						
△牛皮捐	捐	從價一割						
△屠捐	捐	從價二割						
△鋪票稅	稅	從價二割						
△酒稅附加稅		從價五分						

稅目	稅率	摘要	要
麻雀賭額百分の十五	一件四元	附加稅其稅法より規定種々ある 每一月收入約五十萬元	公課每三十分
△護照印花	每方寸年三元	同	
△廣告印花	每方寸年三元	同	
○電話話	每個年三元	同	

第二次全國代表大會に於て、宋子文は稅制整理に關して、左の意見を述べて居る。

政府の現在重要な事項は、稅種を簡単にし、種々の苛雜稅及不良の徵收制度並に其機關を取消すに在り。此種不良の稅制ある爲に、商業及人民の福利發展の希望なく、本省福利增進の絶大の阻碍となる。財政部は此種不良の制度は、今日國家をして和平建設の時期に達するに非んば、改良すること出來ぬを知らしめ、政府は須らく數稅・重要な稅種の外、其他種種國家福利に危害ある雜捐をば、當さに能く逐漸之を清除すべきである。各種報告に依れば、現在の稅項は約百種に上り、其名目混雜し、多種機關の徵收に係る、何れも人民の福利に危害ある故に、此種苛捐雜稅全部を消除し、之に代へるに數種の重要な稅項を以てし、此種辦法に依り、能く稅項の制度を簡單にし、同

時に其積弊を除去し、後人民の負擔も輕減し、徵收者の僞行亦施すに餘地なきに至るのである。殊に政府は現在の厘金制度は、實に人民に危害あり、同時に本國の市場及其實業の發達を阻礙する。一種の貨物を運搬する毎に十次徵收せられ、其厘金は貨物の價格中に入れて物價高漲し、人民の購買力自ら減退し、國內商場同じく發展の見込なく、實に國を病し民を害し、外國貨物の侵入を防止することが出來ぬ。厘金制度は斯く國民を侵害すること大なるばかりでなく、政府も亦何等利益の言ふべきのなく、即ち厘金收入の大部は已に請負商人の侵食する所となり、其政府に入るものは極めて少數のみである。蓋し關稅は自主を得ざる時に於て、財政部は一種の厘金稅を以て多數厘金の徵收に代へ、一次厘金を納付せしめた後には、各種運輸貨物は其目的地に到達するも、第二次の徵收を免ることとなるは、此れ實に過渡時期の一種の辦法である。然れども國貨及洋貨の稅率が、當方に同じからざることは、關稅の場合と相似て居る。此制度の實行後には、本國の工業及商場には、均しく極大の利益があり、廢厘に就ては、第一次全國代表大會の宣言中に於て、已に明文を掲げ、廣西亦已に光緒年間に統稅を以て厘金に代へた。近日北京も亦暫時附加稅を以て厘金に代へることを決定した。此附加稅は、實に統一厘金と異なることがない。而して財政部は、現に正さに商人の請負入札課稅に注意して居る。此種制度は、財政整理上に對し、政府に妨礙あつて固より利益の言ふべきなく、人民に對しては、殊に絶大の危害がある。請負商人は、多くは私利を圖つて人民の幸福を度

外視するから、是れ亦逐次法を設けて裁徹すべきものである。

人民の福利の爲にする財政計畫施行後、今年政府の豫算は當さに六千萬或は七千萬に達し、而して政府の收入は大いに増加しても、人民の負擔は加重に至らぬ。若し廣東省三千五百萬の人口に割當れば、一人僅かに二元のみで、歐米各國と比較せば、人民の負擔は極めて微少である。

第五項 關稅政策

第一 關稅剩餘金分取問題

曩に民國七年から八年にかけた岑春煊の軍政府時代は、北京收府及外交團とも諒解があつて、廣東管轄區域の海關に於て徵收した關稅剩餘金の割前を兩年共（一九一九年には上海貨二百四十三萬八千餘兩、一九二〇年には同じく六十五萬七千餘兩）、廣東軍政府に交付したが、孫文の政府に對しては之を中止するに至つた。（註一）。蓋し孫文は其根本方針である不平等條約取消、關稅權恢收の主義から出發し、兼ねて廣東政府の承認を要求し、借款其他財政上の自由獨立を獲得せんとする考を持して居り、既に民國七年（一九一八年）當初、廣東海關稅務司を通じて廣東關稅餘款の割前を要求するところがあり、越へて民國十年海關稅抑留の噂があり、一時海關會計課は沙面に逃れて事務を執つて居つたことさへあつた。新政府となり、孫は民國十二年（一九二三年）九月五日附、伍外交總長をして廣東領事團の首席領事デイミーリン宛に覺書を送り、關餘の分前を要求せしめた。其

覺書中には、北京政府は假令外交團から承認されても、正式の支那政府と認められぬから、外交團は宜しく銀行團に命じ、關餘は總稅務司の手を經由し、南北兩政府の間に安分比例を以て支拂はるべきものとし、一九二一年三月以來特別協定に依つて、關餘が内國公債の銷還に振向けられたと云ふ言分をば、南方政府は承引せぬ。北京政府は六年前から完全に獨立した南方政府を拘束する力はなく、又北京の軍閥は南方の分前迄を横取し、殊に政治上並に軍事上對策の爲に、支銷した公債費に振り向けたのは不正である。尙又關餘の必要は新政府の教育、廣東の市區改正、金融・河川修理・蠶業又は海賊討伐等の經費を支辨するに在る旨を述べて居り、同月二十八日外交團は、右覺書に關する事項を考慮することを廣東政府に返電したが、其後何等の通知に接せないので、廣東政府から更に回答を要求し、且つ抗議する所があつた結果、遂に十二月十二日に外交團は、デイミーリンを通じて廣東政府の要求に對する諾否は外交團の干與する範圍でない、曩に民國八、九年に關餘を南方軍政府に交付したのは、南北兩政府間の協商に依るものである旨を覆答したが、この少し前に廣東政府が廣東海關の管理を褫はんと脅迫したのに對し、北京外交團は十二月十二日廣東政府に對し、列國は海關行政に干涉する行爲を認めず、若し斯る場合には適當の武力手段に訴ふべき旨を警告し、列國軍艦は白鵝潭に集り、陸戰隊が海關を擁護したので、廣東政府は同月十九日に覺書を以て軍艦の入港に對して抗議する處があり、且つ總稅務司に向つて、一、關餘中から將來廣東政府使用の分を保留

し置くこと、一、民國九年三月以降の廣東政府に對する關餘の未拂額を、拂込まんことを命令する處があつた、但し該命令は固より空文に終り、廣東政府が各地・海關を抑留し、其關餘を自由處分すと云ふ脅迫も實現せられなかつたのである。從つて十二月卅一日孫文は廣東に於て演説して、吾人は最早西歐に倚頼せぬ、吾人は露國の力を借ると告白した(註一)。一九一九年支那の關稅剩餘金は、最高額を占めた前年の次位に在つて、二千萬兩を突破した上に、時の南方軍政府は北京政府側からも認められ、新政府の行政費及安寧秩序の維持目的に充當せんが爲に、時の財政總長伍廷芳を以て總稅務司に提議する所があり、關餘の分前として一九一七年七月には上海貨五十五萬七千兩を送り、軍政府財政總長の名義の下に廣東の香上銀行支店に保管し、(廣東の分前は、前年の例に依つて一三七%とした)、九月には四十四萬一千五百十兩、十月には五十萬六千九百兩、十一月には四十六萬五千八百兩を送金し、十二月分の五十七萬五千四百兩は、翌年一月迄交付されなかつた。伍の要求に依つて、上海の香上銀行支店に伍自身の信用扱の下に保管することゝし、一九二〇年三月分の五十四萬八千兩も同様の方法を探つた。政府の軋轢に依つて伍は倉皇として香港經由上海に去つたが、當時伍は廣東に殘つて居る、政府當局は關餘をば不正の軍費に流用する旨を新聞に發表した。廣東軍政府の主席總裁岑春煊を始めとし、後任財政總長の陳錦濤や高級政治員の劉玉麟等は、繼續して關餘の分前を要求したが、外交團は前記五十四萬八千兩の分前をも中央政府承認の下に、秩序恢復迄

は總稅務司をして保管せしむることに決し、之を廣東首席領事並に稅務司に通知し、七月分の外は五月以降十二月迄の分も、同一手段を採つた爲に、年末保留中に屬する關餘總額は二百五十一萬三千九百五十兩に達し、一九〇一年初迄尙總稅務司に保管せしめ、中央政府は又外交團の承認を得て、將來は國家全體としての利益に關係する支途に充當する様に内定して居つた。斯く一九二〇年十二月後は、實際廣東政府に對する關餘を中止することにした。蓋し之に對する主たる事由は、第一には厳格に云はば、中央政府に屬すべき收入をば、正式に未だ承認せられない政府に交付することを敢てせぬこと、第一には一時總稅務局と財政總長との間に成つた取扱法に依れば、關餘は內國公債整理に充當すべきものとする一九二一年(民國十年)三月三日の大總統指令(南方派が無効とする)に違背することに存した。(China maritime Customs Special Series; No. 41 pp. 164—71. 185—7)。

從來廣東政府は、政府組織以來北京政府に對峙し、中央政府の締結した國際條約をも無視し、關稅管理權侵害の舉に出でんとし、斯くも財政上の必要よりして、再三關稅剩餘金の要求に出たことは、注目すべき事項である。

第二 國民政府の對關稅會議方針

國民黨の關稅政策が、不平等條約取消・關稅自主の貫徹に存して居ることは、前に述べた通り、孫文生前からの宣言・政綱又は決議等に於て明に聲明したのである。既に民國十四年十月下旬から

北京に開會した關稅特別會議に對しては、王正廷始め國民黨系の委員に向つて、一氣に國定稅率の實施を迫り、翌十五年七月初會議停頓後、吳佩孚・張作霖の合作政府の成立するに及んで、特に會議に反對を表示し、同年八月三日左の如く國民政府關稅會議反對宣言を公布し、其態度を明にして居る。

中國の關稅は八十年來不平等條約の束縛を受け、稅率は協定に由り、關稅は外人之を操り、遂に門戶洞開し、外貨の侵入を致し、國內の產業之と競爭すること出來ず、日に衰敗に就き、輸入額は永遠に輸出額を超過し、且つ逐年加ること甚しく、物資は缺乏し、民生は凋弊し、關稅の自主不能となり、其流毒竟に此に至つて極まる。近年以來中國人民は、帝國主義者の侵略壓迫を受くること甚しく、漸く起つて相抗するを知る、尤も五卅運動は最も強烈にして普遍とす、帝國主義者は見て驚心し、即ち武力のみを恃み、鎮壓すること能はず、別に緩和の法を求めざるを得ぬことを知り、數年前に華府會議を經て之を決定し、關稅會議は乃ち能く去年十月に於て召集開會を實行した、其時北京の政權を掌握した者は、適々賣國の假政府であつた、本黨は此會の開かるは列強が籍つて以て惠を示すを欲するに過ぎず、段政府に在つても亦眞に能く人民の爲に利益を謀るものに非ることを知つた。故に其開會の初に於て、即ち北京政府は信賴さることが出來ぬことを宣言した。(中略)會議を終へぬ中に、段氏は出走し、吳・張繼いで起ちて政權を窃み、各國關會代表此機に乘じ、紛々出京ことを述べて居る。

し、一切の成議を推翻せんとし、仍革府會議の議決に照し、只二五附加稅の増徵のみを認めんとし、吳・張は財政困難に迫り、各方面と屢次接合し、重ねて關會を開かんとし、且つ讓歩して只二五附加稅案を解決し、之に依つて巨額の借款に充當し、其武力を擴充し、革命を抑壓する用に供せんとした。蓋し二五附加稅を實行しても、毎年の增收は三千餘萬に過ぎぬ、一部分軍費及無擔保外債の償還に振向くるの外は、餘す所は幾何もなく、斷じて裁厘損失の數に當るに足らぬ。而して關稅自主を裁厘の條件とした故に、二五附加稅の增徵を承認せば、啻に全國各階級人民が切迫要求する關稅自主は永遠に達せられぬばかりでなく、稅率一般に高まり、伸縮の自由なく、徒らに人民の負擔を増し、絶へて產業保護の效を收むることは出來ぬ、本政府は人民全體の利益を保障するが爲に、張・吳の此種賣國の舉に對し、絶へて承認を與ふこと出來ぬ。尤も全國人民が急起反對し、益々不平等條約廢除の運動に努力せんことを望み、本黨主張の關稅自主終に一日も早く實現せんことを庶幾す、外交部より列國に向つて抗議を提出する外に、謹んで茲に宣言す。

第二次全國代表大會に於ける宋子文の報告に依れば、廣東人民から徵收する所の關稅を收回し、國家の用に供すことを得ば、廣東毎年の收入は、最少限に見積つても一千二百萬元に增加し得べきことを述べて居る。

第三 國民政府の不當課稅問題

通商條約の通過税制度に違背する不當課税問題は、南北を通じて前清時代に源流を有する。蓋し外國輸出向の三聯單貨物に對して課税し、又は輸入外國品に對して落地税・場税等の名義を籍りて重徴することも、從來から實例を見た外に、近年北中支に於て外國輸入の煙草又は酒類に印紙税を課徴して居ることは、顯著な事實であるが如く、廣東方面に於ても、三聯單制度は殆んど適用せられざることになつて居る。而して最近に及び、内國消費税の性質を有するを奇貨とし、特税の名義を附して、酒・煙草・石油等に課税するに至つたのである。例へば既に外國輸入の煙草・酒に對しては、民國十二年一月以降（洋酒は從價二割、煙草には從價三割）、酒精に對しては同十三年八月以降（毎百斤十元三十四仙）、ヒメントに對しては同年一月以降（三百七十五ボンド入一樽一元三十五仙）、實施し、石油に對しては民國十四年末に專賣制を施行したが、英・米石油會社の營業閉鎖に依りて市價暴騰し、殆んど供給不能の状態に陥つたので、十五年七月專賣制を取消し、同時に每箱二元の煤油特税を實施することにした（一罐四ガロン入二罐を一箱とす）。本税の實施に對しても、廣東英國總領事は、國民政府外交部に抗議する所あつたが、外交部長の陳友仁は、本制度は内政事項に屬し、條約違反に非る旨を回答したのである。是等は皆商人に入札を以て、一定税額を請負はしめて居たものである。

更に不當課税の著しき例は、條約以來廣東を權輿とする内地稅名目の、輸出入貨物に課す二五附

加税の実施である。國民政府は普通輸出入税に對して二分五厘の附加税を課するは、各條約國の承諾を俟つを要し、實行困難を虞り、名目を消費税として之に代へることゝし、十五年九月中央政治會議第二十六次會議を経て、主席譚延闇は其辦法を提案した。即ち（一）輸入品に對する消費税は、普通貨物には百分の二五、奢侈品には百分の五とし、獨立機關を設立して徵收するを原則とし、（二）國民政府外交部をして交渉に當らしめ、列強と武装衝突を生ぜざるを前提とし、（三）財政外交兩部に通知して之が準備をなし、先づ九月十八日には、陳外交部長は廣東英國總領事に對し、覺書を以て對英罷工は九月末又は十月十日迄に自發的に解決し、之に要する資金は輸出入貿易に對する特別課税を新設する旨を送り、十月九日に至り、同じく陳外交部長は廣東各國領事に對し、左の公文を通達した。（又十五年十月七日公布出產運銷物品暫時内地稅徵收條例參照）。

本政府は十月四日附國民政府よりの命令書を英譯し、貴領事に通告する。

（一）茲に財政部に訓令し、兩廣と中國他省又は外國との間に通商を目的とする輸入貨物に對しては、暫行の消費税又は生產稅を課徴す。

（二）普通物品には、現在海關或は常關稅率の半額を、奢侈品例へば絲絨・化粧品・毛皮・裝飾用革類・寶石・其他類似品には、海關或は常關の徵收する稅率と同等の稅率を徵收す、但し呂宋烟・紙烟・洋酒類・犬油・煤油等已に特稅を課するものは、本稅を免除す。

(三)此暫行内地税は、財政部に於て徵收の便宜上、海關或は常關の分關又は其附近に於て之を徵收す、詳細規定は財政部より別に之を訂正す。

(四)凡そ各項の貨物を賣買又は經理して本稅を納付せざるときは、其貨物を沒收する外に、三年以下の監禁に處し、或は全貨物の價格十倍の罰金に處す。

(五)本條例は一九二六年十月十一日より之を施行す。

此の新稅は一種の内地税に屬し、海關稅と同様からず、特に鄭重に聲明することは、現在の海關行政に關しては、本政府は固より干涉の意なし、然し海關若し本政府の新稅官員と共同聯絡せば、相互に誤解衝突するの虞なし、更に國民政府は、具體方針として稅務督辦に於て管理し、一、新稅の性質は、政府が固有の徵稅權に基きて之を決定し、絕對に海關の附加稅に非るが故に、海關稅法の拘束を受けず、二、該新稅の性質より大別せば、消費稅及生產稅とし、毎年の豫算稅收を一千萬元と見込む、三、新稅の稅率はイ、輸入消費稅は百分の二・五、ロ、輸入奢侈稅は百分の五とし、ハ、輸出生產稅は百分の二五とす、四、新稅的徵收は民國十五年内に實行を開始し、將來繼續して辦理し、年限を限らぬ、五、新稅の用途は全部實業の開發及失業工人の救濟に充當し、別用に供せぬこととした。

本稅は實質は固より形式に於ても、又關稅の附加稅であることは、極めて明白であり、殊に海關監

督の稅務司に致した書面に依れば、海關内の一室を借用して少數職員を使用して徵稅せんとした如く、頗る大膽の遣り口に出たものである。事務所は西提大新公司の側に設置して居るが、海關の納稅告知書を利用し、極めて平易の手續に依ることとし、廣東に於ては十月十四日から、陳村の支關にては二十七日から、實際の徵收事務を開始した。列國の態度を見るに、既に十月七、八日外交團は荷蘭公使館に會議を開き、新稅徵收に對する方策を討議したが、各國利害を異にし、主張を區々にし、殊に各國は嚴重抗議せずば、各國商人の不利多く、且つ各省之を模倣して全國の關稅自主に等しくなり、北京政府に抗議するも效力なく、若し廣東政府に抗議せば、同政府を承認する結果となるので、各本國に請訓して決定することとしたが、英國は頗る冷淡であつた。各國公使は自ら退讓に傾いたが、或は當時廣東海關稅務司の英人ベルは、財政部長宋子文の帷幕に參し、却つて本稅の促進を補助した事實さへあると云はれた。蓋し曩に關稅會議に於ても二分五厘附加稅の承認を主張した因縁があり、省港對英經濟絕交解除の交換條件とせんとする底心があつた爲か、耳を蔽ふて鈴を盜むの態度を持したのである。從つて主席荷蘭公使の名を以て青島案と合體し、一方濟南及廣東領事に通牒すると同時に、外交部に對して十一月五日附左記簡單な抗議を提出した。

最近數箇月以來貴國廣東・山東及其他地方官吏は、外國の輸入稅に對して突然附加稅を課す。北京各國使臣は皆認めて直接條約違反の行爲とす、該附加稅は適法の課稅と認め得ざる事を聲

明す。

之に對して廣東陳外交部長は、我が政府は北京駐在關係國の利益を代表する首席公使に對しては、其存在を承認することが出來ぬ、既に法律上吾が政府と各國と直接條約違反問題を討議するの資格を認めぬ、北京政府は既に國家の權力を喪失して居るから、職權を行使することも出來ぬ、且つ目前國民革命的及建造的勢力は已に吾政府に移轉したのであると云ふ旨を覆答した。斯く公使團の紙上抗議は何等の效果もなく、商人側は、専ら輸入の場合には消費者に轉嫁し得て著しき苦痛もなく、本國政府の内訓もあり、アンダーブロテストに於て納入することとなつたのである。而して外國商人に對しては支那人に對する場合と異り、督促嚴重でない爲に、自ら連脱して居るものが少くない實況であつた。本稅實施當時の成績を見るに、例へば十五年十二月の總收入は四十二萬四千餘元に達し、廣東は一日より二十八日迄に二萬四千六百餘元、油頭は十八日迄に八萬四千二百餘元、梧州は二十五日迄に四萬三千四百餘元、海口は十八日迄に二萬九千三百餘元、拱北は二十日迄に九千八百餘元、三水は二十四日迄に四千九百七十四元、江門は十二日迄に四千四百餘元、南寧は四日迄に一千五百餘元、石岐は十八日迄に九百五十元、北海は二十三日迄に五千五百餘元を占めたのである。

今一九二六年に於ける福州・三都澳以南の南支及西江十五關の海關收入を見るに、九百三十餘萬

元であり、其半額とするも四百六十五萬餘元に過ぎぬから、前一千萬元の見込は過大に失するのである。當時廣東某者の調査に依れば、内地稅收入額を三百七十九萬三千餘元と見積つて居り、中支那品の課稅類を百九十萬として居る。

廣東に於て内地稅を實施して以來、廣東省地方開港の多くは、同年中に課徵し、其後數箇月間に中北支を通じ、恰も大早の雲霓を望むが如く、逐次模倣したのであるから、廣東の不當課稅は、支那關稅史上劃時的事件として注目すべき問題である。

第六項 中央銀行と幣制

支那の如き内亂政争多く、各地獨立の狀態を呈し、銀行幣制區々紊亂して居る國情に在ては、其官營銀行の威力並に其發行する貨幣の流通勢力は、國力の消長に對する一種のバローメータードアリ、實際外國銀行の發行する貨幣が市場に跋扈し、一般商民の信用を博して居るのである。乃ち廣東政府は獨立の基礎成るに從ひ、政治上社會上利權の恢復を計るに伴ひ、經濟金融の點に於ても夙に茲に着眼する所があり、孫文は民國十三年國立の中央銀行を設立し、又同時に外幣の使用を取締り、廣東市場より香港、上海、銀行其他外國銀行の勢力を驅逐せんと計畫したのである。

孫文は同年八月十六日中央銀行開幕訓詞に於て、中央銀行は又革命政府第一次開辦的一個の銀行であつて、政府商業經營の第一歩であることを前提とし、同行設立の宗旨並に目的を演説して居

る。政府は外國資本一千萬元を借款に依つて調達し、之を基金として同額の紙幣を發行し、而して兌換の方法も、請の際額面通りに現銀に引換ふ外國銀行の例（現兌）と異り、現銀を銀行に呈示せば、紙幣を引き換ることとするのである、（現兌）。蓋し貨幣の不統一で現銀の實質に粗惡のものが多い支那の事故に、斯る方法に依つて紙幣の信用價值を維持するのである。

中央銀行條例に依れば、第一條には、設立の目的を規定し、國內の實業を發展し、國內の金融を調濟し、國民經濟を補助し、國際貿易を促進せんが爲に中央銀行を設立し、政府より資本を準備して之を經營すとあり。第二條には、資本金は第一次に毫銀一千萬元を外債に依りて充當し、將來業務の發展に從つて繼續增加することとして居る。

中央銀行の業務は、第五條に下の通り定めて居る。

- (一) 有價證券・商業上確實の約束手形及爲替手形の賣買或は割引。
- (二) 爲替の取扱及約束手形並に爲替手形の發行。
- (三) 地金銀及各種貨幣の賣買。
- (四) 各種豫金の受入並に證券・手形・爲替及其他貴重品の代理保管。
- (五) 確實の擔保或は抵當ある定期又は當坐貸出。
- (六) 他の銀行・會社・商號或は個人の爲に各種手形の代理取立をなすこと。

(七) 政府擔保の利付債券・證券及本國鐵道・會社・商場・工廠等の優先株の賣買。
(八) 其他の銀行業務。

中央銀行としての特權は、第七條に (一) 政府に代つて實業上の内外債を募集すること、(二) 貨幣の發行、(三) 金庫の現金出納を代理し、並に各種公金の代收をなすことを規定して居る。

中央銀行の組織は、同年八月二十二日公布の組織規定に於て、總行・支行・分行又は代理處を設くことゝし、總行は中央政府の所在地、支行は各省及國內外の各重要都市、分行は商工業繁盛の各城・鎮・商埠に設け、支行又は分行を設けざる地にして業務上必要あるときは、總行は他の銀行と協約して代理處を設くることを得とし、職員に對しては、同日公布した中央銀行章程に於て、總行又は行長一人、副行長一人及董事長一人、董事八人を置き、何れも大元帥が之を簡任することゝ規定して居る。

中央銀行は、其幣制を維持し、外國銀行貨幣を驅逐する目的を以て、同年廣東省禁用外幣條例を制定して居る。同條例は、後十六年二月武漢政府時代にも公布し、適用して居る。其條文を左に掲ぐ。

第一條、幣制を統一し、國幣を推行する爲に、外國貨幣は只市上の錢銀號或は兌換店に於て賣買するを得せしむるの外、一般市場の直接交易には概ね國幣に限り、外幣を使用することを得ず、但

し對外貿易の場合は此の限りに非らず。

第二條、前條の規定に違反する者あるときは、警察官吏をして查獲せしめ、證據十分あるときは、貨幣と共に犯人を警察署に召喚し、外幣を沒收す。

第三條、錢銀號或は兌換店以外の商店は、外幣を以て交易する者に對し、一切取引を拒絶し、或は告發するものとす。若し扶助隱匿し、私に收受する者は查獲し、證據十分なるときは、第二條の規定に依つて處理する外、並に私受の額數に照し、該商に對し罰金を科す。

第四條、前項の沒收及罰金は二割を查獲したる警吏の獎金に充て、一割を警察の費用に供し、其他の七割は財政部に送りて國庫の收入とす。

第五條、凡そ人民が徵稅機關に對して納入する田賦・釐稅・餉捐及其他の公金は、一式國幣を以てすべし。若し外幣を納附したるときは、該徵稅機關は主管長官に告發し、一面納入者をして別に國幣を納付せしむるの外に、該外幣は之を沒收す。其充當金に就ては、第四條の規定を適用す。

第六條、若し徵稅機關の吏員にして第五條の規定に違反し、一度實查を經ば、收受したる外幣の額數に照して處罰する外に、情狀酌量の上に處分を加ふ。

第七條、外幣使用的稽查取締に關しては、警察署より警吏を分派して隨時之を執行す。

第八條、本條例は公布の日より之を施行す。

中央銀行紙幣は、國民政府組織以來北伐事業の進展、政府勢力の强大に從つて、流通の範圍を廣くし且つ信用を確保し、民國十五年一月の國民黨第一次全國代表大會の決議方針に基き、其發行額を次第に増加した。其經過は同大會に提出した宋子文の報告に於て、之を知ることが出来る。今其報告の大意を述ぶれば、下の如くである。

「廣東の紙幣及銀幣種類の亂雜無統一なる幣制は、輕銀及偽銀市場に充斥し、大小洋の數目紛繁により、外國紙幣が深く内地に侵入し、一切交易の標準となり、人民は之が爲に重大の損失を受け、殊に銀幣兌換の損害巨大に達し、物價昂騰し、外國殖民地銀行は坐がら其利益を占め、廣東毎年銀市の損失高百萬は皆外國殖民地銀行の収利に歸し、本省銀行の得る所のものは其殘餘の碎骨のみである、之が爲に國民政府は已に數種の計畫を決定し、廣東幣制の改善に努め、本國市場に於て中央銀行紙幣の信用を高張し、中央銀行紙幣は内地銀市に散布し、日に擴大を見るに至り、外國紙幣は逐漸廣東を離れ、斯く中央銀行は大款項を借り出し、内地實業發展の爲に新紙幣を發行し、兌換券其他實質の金銀を以て擔保に供することにした。國民政府は幣制の改革方法に對し、國家新鑄の實價銀幣を以て昔日鑄造した低價銀貨に代ゆることにし、新幣の鑄造は大洋（一元及半元銀貨）及小洋とし、新幣の一面には大元帥の像を印し、一面には黨旗及國旗を彰はし、此の新幣を中國の標準貨幣とし、直に中國が銀本位より金本位に移る時に止む。現在世界各國中仍ち銀本位を用ゆるは、唯印

度及中國のみであるが、銀本位國は實に金本位國に最好の侵略機會を與ふ。

財政部は貸借制度を改善することにし、中央銀行を以て經濟及財政上の領袖とし、近日來中央銀行は已に擴充を加へ、極めて優良の成績を現はし、十一月中・中央銀行毎月の週轉は二十五倍に増加し、最近四月以來已に八倍に達し、現在毎月の週轉數は八千五百萬乃至一億元に上る。人民が中央銀行に貯蓄して居る金額の増減に由つて、中央銀行の人民に對する信用程度を徵知することが出來る。十一月中央銀行の各種貯蓄は已に六倍に達し、最近四月以來各機關及人民が中央銀行に貯蓄せる金額は亦四倍に至り、十一月中央銀行各種の收支亦十倍に増加した。紙幣の發行は已に增加したが、尙市場の需求に供するに足らず、且つ占領した各府縣の中央銀行紙幣の需要は最も盛であつて、中央銀行の各種事業日に發達し、最近同月以來已に三倍半に増進したことは、何れも中央銀行の國內經濟界に對する影響の益々擴大せる證左である。」

中央銀行は其支店は勿論、一二御用銀行をして兌換に應せしめたが、實際上は種々煩瑣の手續を設けて兌換の抑制策を探ると同時に、前記條例に依り、納稅其他公金の支拂に對して強制的通用を命じ、又廣三・粵漢兩鐵道等に對しても、之を通用することにした。自ら北伐軍の成功と共に、十五年未頃に至り、中央銀行紙幣の發行高は三千萬元以上に達し、彼の陳炯明當時の不換紙幣三千五百萬弗が、全然廢紙同様になつて居るに反し、香貨に對して殆んどバーに等しい價格を維持した（小洋

票は故に香貨百弗に付約百六七十弗に當り、小銀貨に對しては千弗に付五弗内外のプレミヤムを附して居た）。香港紙幣は廣東に平時約三千萬弗内外流通し、罷工中と雖ども、少きは約五百萬弗、多きは約三千五百萬弗流通して居り、賣掛代金として、外に一箇年四千萬弗内外に達して居る。昨年一月中央銀行副行長の林麗生（臺灣人）を尋ねたとき、同氏は國民政府の方針として、六箇月以内に更に大洋票三千萬弗を發行し、香港紙幣を全部驅逐すると話して居つた。然れども實際同行の資本金は、前記孫文の訓詞や同行條例に在る様に、一千萬元の外國借款を使用したものでなく、遙かに小額の廣東商人の据置預金から成り、發行準備金も當局は二千萬元と發表したが、事實は二、三百萬弗位であると云ふ。從つて北伐軍の長江進出後、紙幣を濫發し、約前記額數に倍加したと同時に、國共兩黨の爭鬭、國民政府分裂等の結束からして、十六年八月頃には紙幣の市價慘落し、同月十七日以降四日間で兌換百五十八萬元の申込あるに至り、法外の低價を以て紙幣の賣買が行はれたのである。翌九月に至り、廣東政府は強迫手段を以て軍費調達の爲にする一千萬元と共に、中央銀行維持資金として、三百萬元の金庫券を商會に融通せしむることにした。

第七項 露國の援助

赤露が國民黨又は廣果政府に對し、金錢及武器・彈藥其他の物資を援助した事實は明なれ共、其額幾何なるか不明であり、又其金額の如きは世に誇傳せらるゝが如く多額に達するものではない、

又武器・彈薬等も多くは有償を以て供給したものである。

民國十三年春蔣介石が駐露中、露國より六百萬弗の援助を受くべきことを約したと云ひ、又甚しきは毎年露國は二千萬ループル又は四千萬ループルを支給すべき事を取極めたと云ふ風説があつたが、固より事實ではない。是より前十二年末孫文は張繼に向つて、ボロデンは毎年黃埔軍官學校の爲に七十萬元、國民黨の爲に百二十萬元、合計二百萬元の外に、武器を供給すべしと云ふた。十四年八月頃、久しく孫文の代表として米國に在つた馬素の話に依れば、「ガロンは廣東軍を改變し、黃埔の軍官學校を管理し、廣東政府毎月の費用は蘇俄の代表者より供給したのである。又ボロチンは國民黨執行委員に對して四萬五千弗を提供した。該金額はボロチンが推薦された後、モスクワの露國官憲より正當に承認されたものである、而して専ら宣傳費用として、廣東に於ける露國の代表者に依つて支消された金額は二百五十萬弗を下らぬが、そはモスクワ政府が金錢では送らず、過去二、三年間に露國生產品賣込の代價を以てしたのである、現に過去二、三年間に露國の皮毛は支那に約三百萬弗賣却したものである、又最近巨額なる露國產のガソリンをソヴィエトの代表者を介して賣込まれた」とある。又その前同年一月三日憑自由の談に依れば、「所謂支那の共產黨は、他黨の者に比して組織は鞏固であるが數は少い、彼等の多くは學生や大學教授又は不平政治家の中から出で、彼等の主たる目的は露國人から金錢を得ることに在る、予はボルシネヴィチが支那の宣傳工作に毎

年幾何の費用を支出するか正確には知らぬが、其額は相當なるべく、廣東だけで已に二百萬弗を支消した。而して是等金額の大部は、リーダーの財囊に入り、此の結果彼等共產派と呼ぶ者は、立派な自動車、高莊な住宅を有つて居る」とある。(H. G. W. — Woodhead, *The Truth about The China pp. 99—101*)。昨民國十六年四月北京露國大使館に於ける押收文書に徵するに、同年上半季分の對支軍事政策及指導に關する費用中、第一に對支一般經費は米弗にて九萬三千八百六十三弗とし(中には支那共產黨委員會附支那武官の俸給として、同五萬弗を含む)、第二に馮軍經費同十三萬五千弗とし、第三に第二第二國民軍經費同十四萬一千二百四十弗とし、第四に廣東經費は豫算調製材料缺乏の爲に計上出來ぬが、追つて發表すと云ふ。而して合計同三十八萬三千九百三十三弗に達する。前記一般經費中には、廣東の分を含む様であるが不明である。又同文書の北京露國大使館附陸軍武官カエガロフの十五年六月十日附廣東ガロン宛電報に依つて、北京露國大使館はモスクワより廣東行武器の仲介をしたことが知られる。而して同年七月四日附カルベルスキより廣東ガロン宛通信に從ふば、(一)前年十二月一日迄に廣東に引渡した物品代金は二百五十萬ループルである、(二)彈薬は五百二十五萬發分、大砲等は六十八門、破裂彈は二萬一千發、飛行機九臺にて價額二百萬ループルとし、其大部は已に送付済である、(三)浦沙より廣東に輸送したものに對し、廣東政府は即時支拂を要し、尙已に引渡したものは勿論、引渡中に屬する品も支拂をなし、其期日を確定し置くことが必

要である、又將來廣東よりの注文は、現金拂に限る旨を述べてある。次いで八月二十七日附廣東ボロヂン宛の電報草稿には、浦沙に集中した軍需品のことがあつた。即ち彈薬は九百五十萬發・破裂彈は一萬六千三百發・火藥二百五十磅ード・砲五門其他豫備等で、五十六萬四千百四十八ループルを記して居る、(上海週報第七三一號及七三八號)。

支那の國民革命と國民政府 第二編 終り

4.2
478

終